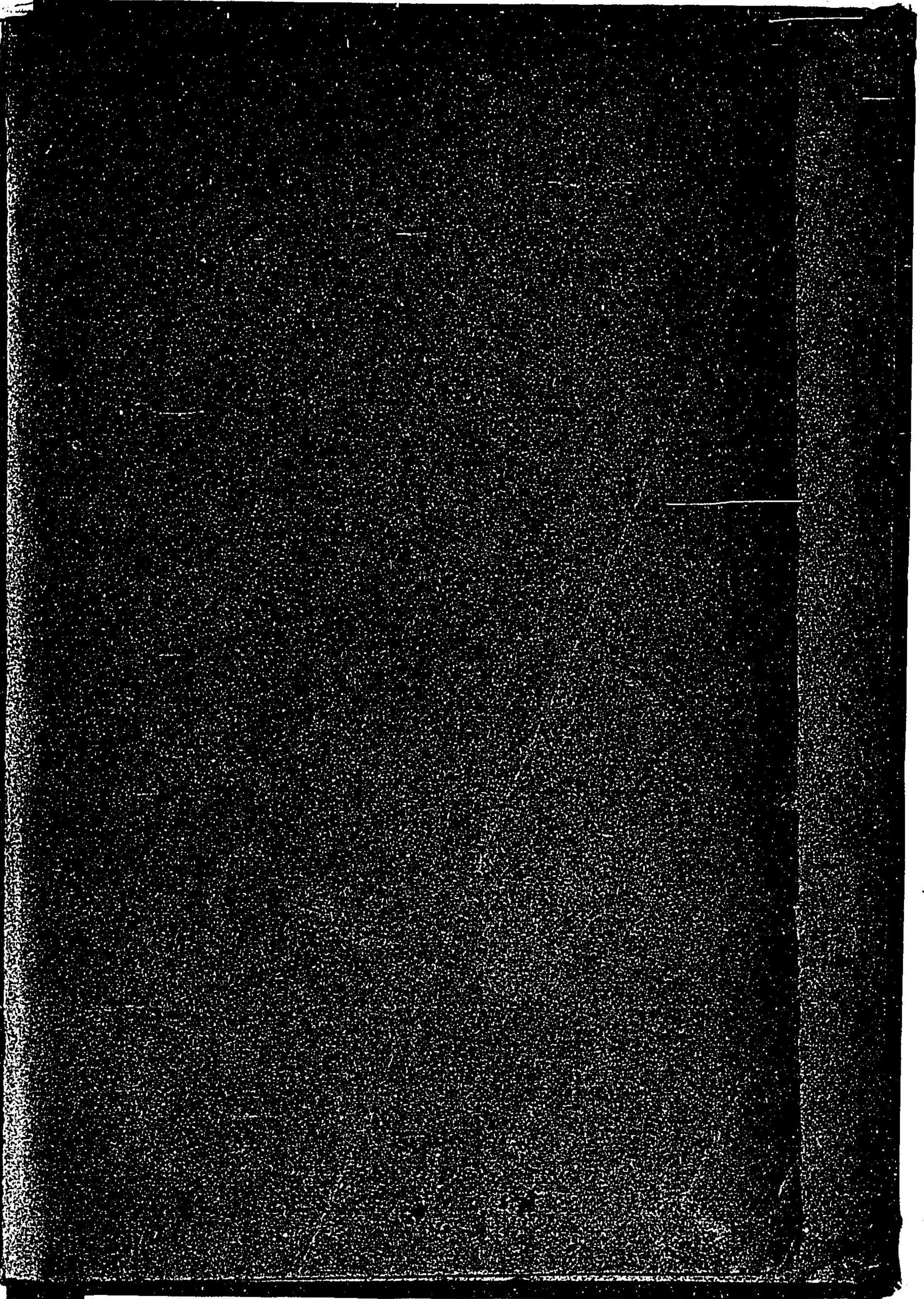
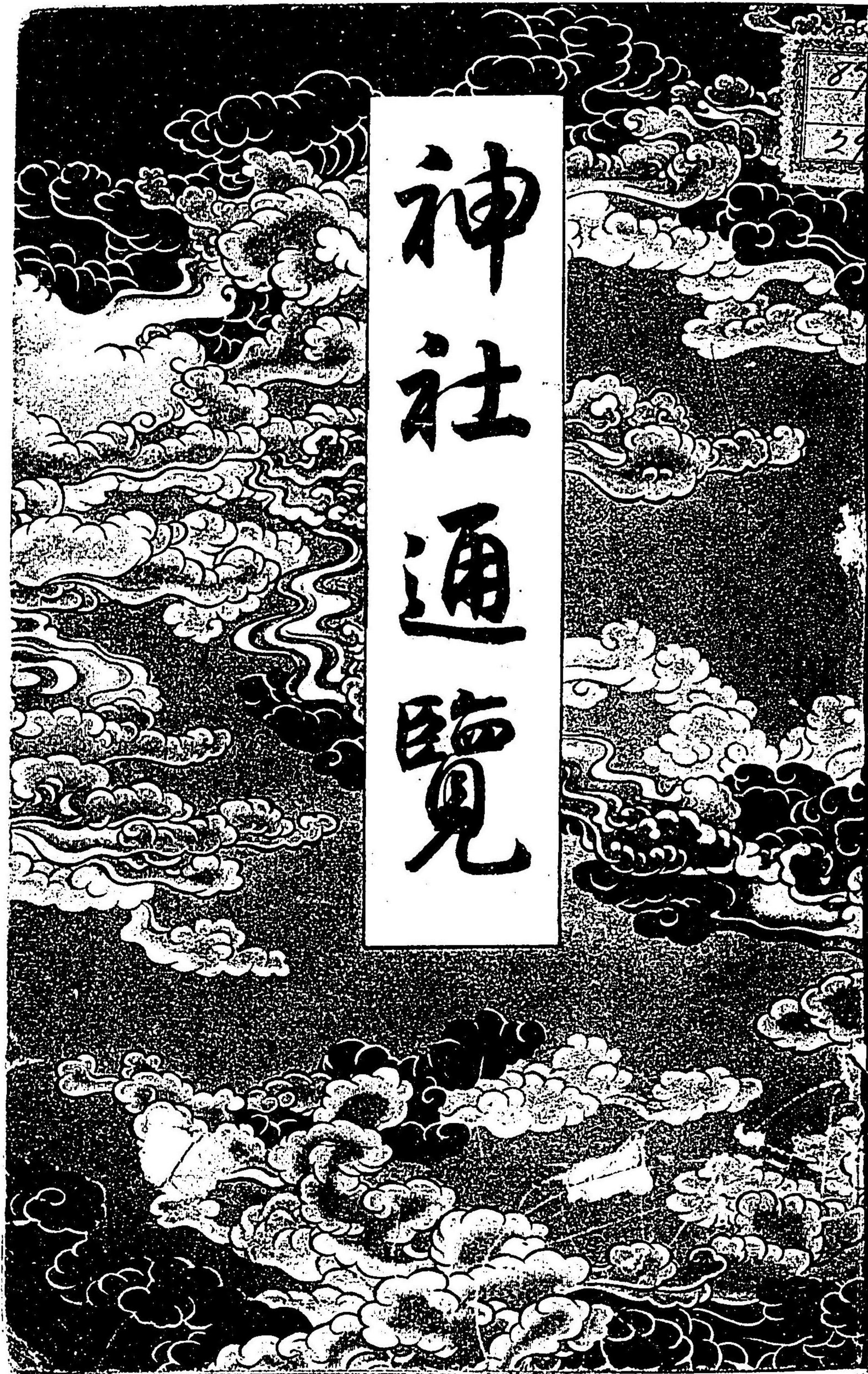


神社通覽





足立栗園編



神社通覽

東京 開發社

(一)

畏友足立栗園君、神道發達史論の著に従事せらるゝこと幾星霜、其の間神社に關する事項を別に抄録し、亦積て浩澣の一篇をなせり。今や史論の稿成るに垂んとし、抄録する所亦畧ぼ終はれるを以て、史論を公にするに先ち、浩澣の稿中より、萃を抜して一書となし、名じて神社通覽となし、之を印刷に附せんとし、予に一言せんことを需めらる。予や幼より吾が古典を愛讀し、吾が皇道の研究に志すと雖も、神社に關しては、特に講究したることなし。故に君の著に對して、一言の可否を挿むべき資格を有せざるなり。然れども吾が國の神社は、皇祖皇宗は更なり、又皇室、國家、國民の爲め、功績顯著なる、神代以還の人の靈を祀り、報本反始の禮を致し、追慕崇敬の情を盡くす所に於て、國民の徳性涵養上、至大の關係あるものなり。故に國民の教

(二)

育に従事するものは、神社に關して、相當の知識なかるべからず。是れ予が君の此の著あるを悦び、神社に關して、特に講究せることなきをも顧みず、敢て君の需に應じて、卷端に一言を記し、以て教育家に紹介せんと欲する所以なり。教育家諸君、宜しく本書に就きて、神社の祭神を初め、其の由緒沿革を詳にして、以て教育上に其の知識を應用し、被教育者の徳性涵養の、一大資料とせらるべし。吾が國の神社を以て、彼の想像になりたる上帝、又は彌陀を禮拜する堂宇、及び淫祠と混同すべからず。

明治三十三年五月末日

湯本武比古

例

例言

一 本書は神道史研究の一端として蒐集したる資料中より神社に關する著書を抽き、之に據て神社に關する古來の沿革及び之に伴ふ神事神職の變遷等をも究め、其大綱を叙述したるものなり。

一 本書は世上一般をして神社に關する知識を得せしめ、且は神職を奉せらるゝ諸氏の參考に供する爲めに編述せるものなれば、史的推論の如きは之を後日の神道發達史に譲り、こゝには神社の沿革を略叙せるに過ぎず。

一 本書編纂に參考したる重なる著書は、「本朝神社考」、「神社啓蒙」、「本朝諸社一覽」、「諸國一宮考」、「神道名目類聚抄」、「神道行事」、「倭論語」、「神祇志料」、「歷世詔勅錄」、「社寺法規」、「官國幣社一覽表」等以上の十餘種也。

言

(一)

一 本書を編成するに當ては、先天子揖東正彦君の助力を得る所少からず、こゝに記して全氏に謝す。

明治三十三年四月

編者 識

神社通覽

目次

第一	神社の由來……………	一
第一章	太古の神道……………	一
第二章	上古の神社……………	六
第二	二十二社の御事……………	九
第三章	二十二社の由來……………	九
第四章	二十二社の祭神所在及附屬の小社……………	一〇
第三	諸國一宮の御事……………	三七
第五	一國一宮の御事……………	三七
第六	諸國一宮の所在及祭神……………	四〇
第四	諸社靈社の御事……………	五七
第七	諸社の所在及祭神……………	五七

第八章 靈社の所在及祭神……………七七

第五章 縁起及託宣……………八四

第九章 諸大社の縁起と託宣……………八四

第六 敬神の蹟……………九八

第十章 歴世の神事……………九八

第十一章 歴世の神勅……………一〇九

第七 神職の事……………一一六

第十二章 神職沿革一斑……………一一六

第十三章 神職の名稱及職掌……………一二〇

第八 神祭の御事……………一二六

第十四章 祭祀一斑……………一二六

第十五章 神祇の職別……………一三三

第九 維新後の變革……………一四一

第十六章 諸國神社の革新并に招魂社の
創建……………一四一

第十七章 神宮及び官國幣社の革新……………一五七

第十八章 神宮制度并官國幣社格例……………一六六

第十 祝詞及祓……………二六三

第十九章 現時の祝詞……………二六三

第二十章 祈禱の種類……………二七六

第二十一章 祓の種類……………二八〇

第二十二章 舊時の祝詞及祓……………二八四

神社通覽

足立栗園編

第一 神社の由來

第一章 太古の神道

日本の神道を知らんと欲せば先づ我國開國の起源に遡らざるべからず、而して特に開國の歴史を知らざるべからず、これ神道の由て生ぜし根源たればなり、古人曰く神代の人道は即ち人代の神道なりと旨い哉言や、然れば人代の神道を詳かにせんとするものは所謂神代に發せし人道を究むべき要あるにあらすや、こゝに於て乎聊か太古の神道を尋ねて其概要を録せんとす。

天地初發の時高天原に成りませる神あり、天之御中主神と申す、次に高御產靈神次に神產靈神之を最始の三柱神と稱へて造化の元始と仰ぐ、次に成りませるは宇麻志阿斯阿備比古邇神次に天之常立神、以上五柱神は別天神也、次に國之常立神亦の名國狹立尊次に豐雲野神豐香節野尊次に宇比地邇神、妹須比地邇神次に角杵神、妹活杖神次に意富斗能地神、妹大斗乃辨神次に淤母陀

(一)

神の由來

流神妹阿夜訶志古泥神次に伊弉那岐神妹伊弉那美神出で給ひて三神造化の功を賛け成し玉ふ之を神世七代と申す。

天神是に於て伊弉那岐命伊弉那美命をして漂へる國を修理固めしめん爲め、天の瓊戈を賜ふ、二神乃ち天浮橋に立ち瓊戈を指し下して滄海を探り淤能基呂島を獲、八尋殿を立て、共に住ひ給へり、尋て蛭子を生み、淡島を生み、後に大八州國を生み給ひぬ。

かくて二神共に譏りて詔玉はく既に大八州及び山川草木の神を生めり、何ぞ天下の君を生まざらめやはとて、日神を生み玉ふ、天照大御神と申すは是なり、名を大日靈尊と申し奉る、次に月神を生み玉へり、月讀命是なり、次に建速須佐之男命生れ給ひぬ、こゝに於て天照大御神に高天原を治らせ、月讀命に滄海原を知らせ、建速須佐之男命に天の下を知らせて事依し、終に悉く造化の功を成し、遂げ、天地萬物の化育を掌り給ふに及べり、之を以て別天神と全しく天神と申し奉り、特に天照大御神を稱へて天祖と崇め奉る。

既にして伊弉那美命は下津國を知らせんとて、與美津板坂に至り、多くの神を殘し玉ふ、伊弉那岐命妹を見んとて、黄泉國に追ひ往き坐しければ、反て逃れ還りま

し、吾は醜めき汚穢國に至りつるとて、筑紫日向の橘小門の阿波岐原に幸して禊祓ひ給ひぬ、住吉の三柱神は此時に生れ成せるものなり、凡る神祭に火を忌み又祓禊することは此時より始められり。

此時天照大御神は素戔嗚尊と天安河を中にして誓ひ給へることあり、全時に成りませる女神は多紀理毘賣命、次は市杵島比賣命、次は多岐都比賣命是なり、而して又全時に成りませる男神は正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命を始め奉り、天之種日命、天津日子根命、活津日子根命、熊野久須毘命、以上五柱神なりき、此三柱の女神は筑紫胸形君等か齋き祭りし胸形三前大神にして、男神の中、忍穗耳命は天照大神の特に鍾愛して御腋に育て給ひし御子、仍て腋子と稱へ奉れり。

然るに素戔嗚尊天照大神か齋服屋に御坐して神衣織らしめ給ふ時、棟を穿ちて天斑駒を逆刺きて墮し入れ玉ひ、天衣織女見驚きて死けり、天照大神愠りて天石屋に入り、石戸を閉して隠れ給ひぬ、高天原乃ち暗く葦原中國悉く闇し、こゝに於て八百万の神愁ひ迷ひて、天安河原に會し、高御産靈の子、皇孫神の議に隨ひ、天安河の河上に天堅石を取り、天金山の鐵を取て石凝姥命に科せて日像の鏡を造り、天太玉命に和幣を造らしめ、其他文布神衣を織り、瑞殿を造り、御笠矛盾を造り、雜

刀斧鐵鑿をも作り、此物總て備はりて後諸神集まりて占ひ飾り、天兒屋根命、太詔詞を禱さ白して神祝祀さ、長鳴鳥を長鳴せしめ、天手力男神御戸腋に隠れ、諸神總てに共笑しぬ、大神怪しとて石屋戸を細めに開けて見玉ふ時、天兒屋命、太玉命鏡を指し出して大神に示し、稍戸より出て玉ふを手力男命扉を引開けて引出し奉れり、天照大神乃ち新宮に遷り玉ひ、四方明かなり、諸神大に喜ひて歌ひ舞ひ、相共に阿波禮阿那於茂志呂阿那多能志阿那佐夜懃飲懃と稱へたり、天神地祇を祭るの禮典は此時に創まりぬ。

こゝに於て八百万神共に議りて素戔嗚尊を噴め、天兒屋命に解除の太諄辭を宣べしめ、中ノ國を出でしめて底根國に逐ふ、素戔嗚尊乃ち子五十猛命を率ゐて新羅國曾尸茂梨の地に降り、又埴舟に乗りて東出雲國簸川上なる鳥髮之峯に至り、途河上にて八俣の大蛇を退治て、天叢雲劍を得、宮を須賀に造りて稻闍姫と共に住ひ玉へり、かくて後進みて根國に入り給ふ、其裔大國主命、一名大穴牟遲神、神產靈の子少彥名命と共に力を協せて國土を經營し玉ふ、醫藥禁厭の法も此時に始まりぬ。

かくて後天照大御神、八百万神と議り、二たひ使を大國主命に發し玉ひつれと使

命を果さす、乃ち思金神の言に隨ひて經津主神及び建御雷之男神を天降し、終に國を譲らしめ、尙ほ命に逆ふ神々を平け、中國を平定し了んぬ、下總國香取神宮に生すは此經津主神にして常陸國鹿島神宮に坐すは此建御雷之男神これなり、こゝに於て皇孫天忍穗耳命大神の命を受けて豐葦原に下降し、天兒屋命、天太玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖神并に五伴緒天忍日命、天津久米命及び諸伴部の神、天物部を隨へ玉ふ、乃ち邇々藝命をして天津高御座に上らしめ、八坂瓊の曲玉、八咫鏡及び瓊雲劍を以て三種の神寶として永へに天璽と定め玉ひぬ、

天照太御神こゝに於て御手に鏡劍を捧け持ちて言壽宣り玉はく、大八島豐葦原の水穗國は吾か子孫の統々王と坐すべき地なり、皇我珍の御子皇御孫の命就てまして此天津高御座にましく、安國と平けく天津御膳の遠御膳と萬千秋の五百秋に安らけく瑞穂を齋庭に知し食せ、此鏡は専ら吾が御魂として吾か御前を拜くか如、全殿全床に坐しめて齋鏡と齋き奉り給へ、寶祚の隆えまさん事、天壤と共に無窮なるべしと、こゝに於て祭政一致の國体は成れり、

此天孫降臨の時猿田毘古神は啓行して先驅を爲し、天忍日命、天津久米命の二人武装して御前に立ちて進みぬ、又天兒屋神の議にて水取の政は始まり、大嘗の儀

式も始まれり、かくて邇々藝命より鵜草葺不合命に傳へて西州に宮居し玉ひぬ。神代の事蹟は多けれども大要は以上に盡きたり。

此鵜草葺不合命の四子神倭伊波禮毘古命即ち皇祖神武天皇にましますなり。

第二章 上古の神社

太古の神道は上述の如くなれば、上代の神道としては、全く神代を追慕して祖先の神祇を尊崇せしに外ならざりき、されば神武紀元以來推古時代に至るまで、我國の神事は實に惟神の手振の儘にて未だ嚴かなる神殿廟舎を建て連ねたるにあらず、たゞ古代仕來りの儘に承け繼ぎて彼所は神代の鎮坐所此所は神靈の祭祀所なりとて尊敬せるに止まりき、今少しく其徵證を求むれば日本紀卷三神武天皇即位四年二月に下し玉へる初祀の詔に曰く、我か皇祖の靈や天より降臨して朕か躬を光助す、今諸虜已に平ぎ海内無事なり、以て天神を郊祀すべく、用て大孝を申ふる者也、之に依りて之を觀れば當時は祭祀を行ふに未だ一定の廟殿宮社なく、たゞ廣き野邊にて清き祭壇を設けて神事に従ひたりしを徵すべし。されば尙ほ降りて崇神天皇の朝に及びても未だ廟社の設けあらざりしと見え、全天皇七年二月災を卜する詔に曰く、昔我か皇祖鴻基を大啓し、其後聖業愈高

く王風轉た盛なり意らざりき、今朕の世に當りて數々災害あり恐らくは朝に善政なく咎を神祇に取れるならん、盡んぞ神龜に命して以て災を致すの所由を極めざるやと。これ皇祖神靈の廟社未だ儼在せざれば神意を窺ふに當りて龜卜に依り玉ひしを察すべし。

かくの如く我國上古は廟殿宮社の神祇を祭れるものなし、之を以て久しく諸神祭祀に關する定式の儀軌あらざりき、さればこゝ推古天皇の十五年二月神祇を祭祀する詔を下し玉へる時の辭に曰く、朕之を聞く、曩には我か皇祖天皇等の世を宰するや、天に踞り地に踏して教く神祇を禮し、周ねく山川を祠り、幽に乾坤に通ず、是を以て陰陽開和、造化共調なりき、今朕の世に當りて神祇を祭祠する豈に怠あらんや、故に羣臣爲めに心を竭し宜しく神祇を拜すべきなりと。此詔勅の文字によりて始めて神社を作るの端を啓さしとも看るべし。かくて後、舒明、皇極を経て孝徳の朝に至りては、事物の進歩稍々著しきものあり、大化の年號もこゝに創始せらるゝに及びしかば、乃ち百級制度の一新と共に、齊明天智、弘文、天武と經るに従ひて、祭神の途も大に發達し、終に持統、文武の朝に及びて神事大に整頓したるものと見ゆ。それより元明、元正を経て聖武天皇の朝に至ては、殆んど神道

極盛の時期に達せりと謂ふべき乎。全天皇天平十二年十月に初めて伊勢行幸の事あり、全十四年十二月に勅使發向の舉ありしのみならず、これより以前全帝神龜四年に始めて宇佐八幡宮御造營ありて、廣幡八幡大神宮の神號さへ奉られし如き以て其一斑を卜すべきものなり。上述の如く我が上代神武天皇より桓武天皇に至る頃までは、諸國神社の制とは一定したる事もなく、たゞ誠意正心に神代より稟け繼げる神業のまゝなる神拜を爲し來りしが世の開明進歩と共に、神社佛閣の多きに至りて、こゝに一定せる祭式及び神社格等を定めて、截然たる神佛の區別を畫し、又大小神祇の階級をも定むるに至りしものなるべし、延喜式定まり諸國神名帳の大成せしも、全く時勢の必要に副ひしものに外ならざるなり。

第二 二十二社の御事

第三章 二十二社の由來

二十二社とは何々ぞ、二十二社註式に載して曰く、
人皇六十二代村上天皇康保二乙丑年霖雨月を経て九天雲を覆ふ、之に依て閏八月二十一日幣を十六社に奉て雨を止む、

伊勢、石清水、賀茂^上松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、
石上、大和、廣瀬、龍田、住吉、丹生、木船、

時に十六社なり、然るに其後

第六十六代一條天皇正暦二年辛卯、炎天日を送て萬物色を變す、之に依て六月二十四日祈雨の奉幣の時、吉田、廣田、北野の三社を加へ、官幣を奉りて十九社と爲す、

全五年二月十七日祈年穀の時、梅宮を加へて幣を奉りて、二十社と爲す

當時尙は二十社なり、後ち又

第六十六代一條天皇の長徳二年乙未二月二十五日臨時の官幣を奉せらるゝ

の日、祇園を加へて二十一社と爲す。
第六十九代後朱雀天皇長曆三年己卯八月十六日官幣を奉らる、の日、日吉を
加へて二十二社と爲す。
以上は二十二大社の由來なり。かくて毎歲奉幣して之を奉るに至れり。本朝神社
考二十二社の部に曰く、

延喜式神名帳に載する所、日本國中大小神祇三千一百三十三座、其外石清水、吉
田、祇園、北野を式外の神と號す。後朱雀院長曆三年秋八月二十二社の數を定め、
毎歲神祇官に、勅して以て幣帛を奉し、年穀を祈り、禍災を除く、之を名づけて祭
と曰ふ。是より先き毎歲仲春四日幣使を群國に遣はす。是に至て其國司詔を奉
して各々其國の神を祭る。伊勢太神宮、八幡宮之を宗廟と謂ひ、賀茂、松尾、平野、春
日、吉田、大和、龍田等之を社稷と謂ふ。又祖神の祠は之を苗裔と謂ふと。
これ二十二社祭典の起源を知るべき文字なり。

第四章 二十二社の祭神所在及附屬の小社

(一)伊勢

内宮 伊勢國度會郡宇治郷五十鈴河上に在り

祭る所の神を天照皇太神と曰ふ、

相殿神二座 左 天手力雄神
右 万幡姫神

(附言) 内宮と稱するは、神名秘書に云く、村上天皇の御宇祭主公節
の時に皇太神は奥座なる故に内宮と稱し、度相宮は外座なる故に
外宮と申す、此時より生まれり。

○日本紀神代卷に云、伊弉諾尊、伊弉並尊共に日神を生み給ひ、大日靈貴と
號す、天照太神也、此子光華明彩六合内に照り徹る。故に二神喜んで曰く、
吾息多しと雖も未だ此の若く靈異の兒あらず、久しく此國に留むべか
らず、自ら當さに早く天に送りて授くるに天上の事を以てすべし云々。

○神系圖に云、天手力雄命は思兼命の子なり

○神代卷に云、萬幡姫命は高皇產靈尊の女、

七所別宮

(一)荒祭宮

(二)伊弉諾宮二座 伊弉並尊一坐

- (三) 月讀宮二座 右左 月讀命一座
- (四) 瀧原一座 伊勢志摩兩國の境大山中に在り、
- (五) 並宮一座 瀧原宮の傍に在り、
- (六) 風宮 志摩那加都彦神なり、異國降伏の御新法宮
- (七) 伊雜宮 志摩國答志郡伊雜村に在り
- 栗島坐伊雜宮一座 天村國命の裔天日別命の子
- 伊雜神一座 伊佐波止見命

外宮

伊勢國度會郡沼木郷山田原に在り

祭る所の神を 豐受皇太神宮と曰ふ、

相殿神三座

東

天津彦火瓊杵尊
天兒屋彥火瓊杵尊
天大玉ノ命

○倭姬世記に云、

雄略天皇即位二十二年戊午秋七月七日、大佐々命を以て丹波國余佐郡
眞井原よりして止由氣大神を度遇山田原に迎へ奉る去年倭姬命神を
を蒙り給ひし教
なり

○神代卷に云、瓊々杵尊は正哉吾勝尊の子也、

○全書に云、天兒屋命は與台產靈命の子也、
○神系圖に云、太玉命は高皇產靈尊の子也、
四所別宮

(一) 多賀宮

(二) 土宮三座

大坂神 宇賀魂命
土御祖神

(三) 月讀宮

内宮に全し

(四) 風宮

全上

△太神宮參詣經歷諸社

石部社 近江國甲賀郡石部村に在り、

祭神は 正一位吉彦大明神一座
吉姫大明神

鈴鹿社 伊勢國鈴鹿郡坂下驛に在り、

祭神は 大比古命一座

櫛田社 伊勢國多氣郡櫛田川邊に在り、

祭神は 大若子命社

小俣社 伊勢國度遇郡小俣村に在り、

祭神に宇賀神一名專大明神

大間社 伊勢國度遇郡宮川邊町口に在り、

祭神二座 大間國生社大間國生社

高神客神社 伊勢國度遇郡山田原繼橋郷に在り、

祭神は 高神一座、客神一座なり、

大國玉姬社 伊勢國度遇郡土橋郷高神山南尾碕に在り

祭神は 大國玉姬社二座、里、大國谷神是也

宮崎氏神社 伊勢國度遇郡宮崎に在り

祭神は 天村雲命一座

尾上社 伊勢國度遇郡阿比乃山常明寺傍平森中に在り、

祭神は 倭姬命一座垂仁天皇第二女

興玉社 伊勢國度遇郡宇治郷内宮酒殿邊に在り、

祭神は 猿田彦命一座 宇治土公祖神也

朝熊社 伊勢國度遇郡宇治郷に在り、

祭神は 朝熊神社六座 世人阿佐末といふ

二石清水

山城國久世郡男山に在り、山半に水あり石清水と號す、

祭る所の神は 譽田天皇、玉依姬、神功皇后

○日本紀に曰く、譽田天皇は足仲彥天皇仲哀の第四子也、母を氣長足姬尊

と曰ふ、中略初め天皇孕に在るや、天神地祇三韓を援く、既に産れて完腕

の上に生ず其形朝の如し、是れ皇太后の雄裝を爲して朝を負へるに肖

たるなり、故に其名を稱して譽田天皇と謂ふ、

○日本紀に曰く、氣長足姬尊は稚日本根子彥大日、天皇開化の曾孫氣長

宿禰の女なり母を高額媛と曰ふ、足仲彥天皇の二年立て皇后と爲る、下

略。

○日本紀神代卷に云、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊其姨玉依姬を以て妃と爲し、神日本磐吾彥尊を生じ云々、玉依姬は海神の女豐玉姬の妹神武天皇の母神也。

△所攝宮

(一) 若宮 舊記に云、仁德帝なりと、

(二) 姫若宮、宇禮姬の姉吳姬の妹なり、

- (三) 水若宮 宇治皇子なり
- (四) 上高良 武内なり
- (五) 下高良 玉垂命 高良は藤大臣連保なりと
- (六) 狩尾 地主大國玉命
- (七) 下院 今の夜神社是なり

(三) 賀茂

賀茂社は山城國愛宕郡に在り、王都北半里許

祭神は 賀茂別雷皇太神

○ 豐葦原卜定記に云、鹿島に座す武雷神云々

○ 二十二註式に云、日向國に天降坐す神を賀茂建角身命と申す

△ 所攝社

- (一) 片岡社
- (二) 貴船社
- (三) 新宮
- (四) 太田社
- (五) 若宮

- (六) 奈良社
- (七) 澤田社
- (八) 氏神社

(四) 鴨御祖太神宮

在り

鴨社之を下賀茂と謂ふ王都の東北數百歩の平林に

祭神は 玉依姬、大己貴命、(現今は玉依姬命、賀茂建角身命)

○ 玉依姬、高皇魂并に海童の女にあらざ別に一神

○ 神代卷に曰く、大國主神亦の名大物主神亦國作大己貴命と號す、亦豐原醜男と曰ひ亦八千弋神と曰ひ亦太國神と曰ひ亦顯國玉神と曰ふ云々

夫の大己貴命は少彦名神と戮力一心天下を經營す、復た顯見蒼生及び畜産の爲めに、則ち其療病の方を定め、又鳥獸昆虫の災害を攘はん爲めに、則ち其禁厭の法を定む。是を以て百姓今に至て咸な恩賴を蒙る。

△ 所攝社

- (一) 比良本社 當宮地主神なり

- (二) 河合社 小社宅神と稱す。
- (三) 三井社 三座也、故に三身社とも名づく。
- (四) 久我社
- (五) 末刀社
- (六) 小鳥社
- (七) 靈參社

(五) 松尾

松尾社は山城國葛野郡に在り、王都西南二里餘。

祭神は大山咋神(現今は大山咋命、中津島姫命)

○舊事本紀に云、大山咋神は淡海國比叡山に坐す、亦葛野郡松尾に坐す。

○神系圖に云、素戔鳴尊の孫、大國御魂命の子也。

南殿 別雷苗裔の神、或は市杵島姫を祭る云々。

月讀 松尾己前の鎮座歟、今の鎮座神地は文徳帝の御宇なり。

△所攝社 今所傳七社

- (一) 松尾社
- (二) 月讀社
- (三) 樸谷社
- (四) 三ノ宮

(六) 平野

- (五) 宗像社
 - (六) 衣手社
 - (七) 四大神
- 山城國葛野郡に在り、王都の西一里許、祭神四座

今木社 公事根源に云、第一の御殿は源氏 日本武尊也

久度社 全書に云、第二は平氏 平氏の神は仲哀帝なり

古開社 全書に云、第三は高階氏 高階氏神は仁徳帝なり

比咩神 全書に云、第四は大江氏 比咩神は天照太神なり

縣社 中原、清原、菅原、秋篠四姓神、縣社は天穗日命なり。

○日本紀に云、素戔鳴尊右の瓊を嚙んで之を右の掌に置て、兒天穗日命を生む、此れ武藏國造土師連等の遠祖なり云々。

○延喜格に云、桓武天皇延暦年中、伴の社を立つ。

△所攝社

- (一) 春日社
- (二) 任部社

(七) 稻荷

山城國紀伊郡に在り、王城東南三里許、祭神三座

下社 大山祇女 開耶姫にはあらず(大宮女命)
中社 倉稻魂
上社 土祖神 (篠田彦命)

○豊葦原卜定記に云、此神は百穀を播し玉ふ故に名つけ奉る、三峯に
顯れ玉ひしは、八皇十三代元明天皇白銅四年辛亥二月十一日に垂跡す
云々。

今傳五座説

(一) 田中社 (二) 四太神

△別宮并所攝社

(一) 御倉上社三座 (二) 白狐社 (三) 明日荷田社

(四) 鴨社 (五) 御田社

(八) 春日 大和國添上郡春日郷に在り

祭神四座

武甕槌命 鹿島神也

齊主神 亦經津主神を曰く香取神也

天津兒屋命 春日神是なり、
姫大神

○春日註式に云、春日垂跡の事、第四十八代稱徳天皇神護景雲元年十二
月七日大和國城上都安部山に御坐す、全二年正月九日大和國添上郡
三笠山に垂跡、全年十月九日寅日寅時太敷立宮柱、全本宮廻廊の始め
は治承三年己亥二月二十六日なり、

△所攝社

(一) 祓戸神社 (二) 榎本神社 (三) 手力雄社 (四) 青櫛社

以上本宮攝社なり、

若宮 本宮を去る一町の平森中に在り、

祭神三座内二座は輔佐の神なり、

△全攝社

(一) 兵主神社 (二) 懸稅神社 (三) 紀御社 (四) 一言主神社

(九) 大原野 山城國乙訓郡に在り城西四里許

祭神春日社に全じ

○舊記に云、人皇五十五代文德帝仁壽元年二月二日乙卯天皇太后の御祈に依て山城國葛野郡大原野に宮柱廣知立ち春秋の御祭賜ふが如し。
○神祇正宗に云、人皇五十四代仁明帝御宇嘉祥三年王城守護の爲め、關院左府冬嗣沙汰を申して之を勸請す、
△所攝社

(一)海童神社 (二)瀬和井水神

(十)大神

三輪全 大和國城上郡に在り、

祭神大神大己貴神 (倭大物主御明玉命)

○神代卷に云、大己貴神の幸魂奇魂今何處に住まんと欲ふや對へて曰く、吾れ日本國の三諸山に往かんと欲す、故れ即ち宮を彼處に營みて就いて居せしむ、此れ大三輪の神なり、

○乘仁帝六年倭大神穗積臣祖大水口宿禰に著りて誨へて曰く、大初の時、期曰く天照大神は悉く天の原を治め玉へ、皇孫尊は専ら葦原中國の八十魂神を治め玉へ、我は親ら大地を治むるの官なりと云ふ。
△所攝社 未考

(十一)石上

大和國山邊郡布留郷にあり、

祭神は 石上都御魂神

○舊記に云、磯城瑞籬天皇御宇、布都神社を大和國山邊郡石上邑に遷す、則ち天祖饒速日尊に授け玉ひ天より受け來れる天璽瑞玉を全しく共に藏め齋る、號けて石上大神と曰ふ、建膽心命之を祭ると、

○神宮御鈔に云、石上社は素盞鳥尊の持つ所の十握劍なり、人皇十代崇神天皇の御宇を以て鎮坐なり、

△所攝社

布留社一座

(十二)大和

大和國山邊郡大和里に在り、三輪泊瀬の間也

祭神は 大國魂神 (現今は倭大國魂命、八千戈神津年神)

○日本紀に云、崇神天皇年百姓流離或は背叛するものあり、其勢ひ徳をて之を治め難し、是を以て晨に興さ夕に惕り、罪を神祇に請ふ、是より先き天照大神大和國魂の二神、天皇の大殿内に並へ祭る、然るに其神勢を畏れ玉ひて、共住安からず、故に天照大神を以て豐鍬入姫命に託けて、倭

笠縫邑に祭る仍て磯堅神籬を立て、亦日本大國魂神を以て停名城入姫命に託け祭る云々、是れ鎮坐の始なり、
△所攝社

姫大神一座

(十三) 廣瀨

大和國廣瀨郡廣瀨里に在り、龍田社の隣也

祭神は、和賀字加乃賣神

○日本紀に云、天武天皇四年四月小錦中間人連蓋、大山中曾禰連韓犬を遣して大忌神を廣瀨の河曲に祭り玉ふ。

○神祇秘書に云、件の神は伊勢諸伊勢並尊の子、豐字賀乃賣神、神祇官に坐す御食神是なり、

△所攝社

- (一) 大官 級長津彦命
- (二) 小折社
- (三) 火神社

(十四) 龍田

大和國平郡郡に在り、

祭神二座 天御柱、國御柱神

○神代卷に曰く、伊弉諾伊弉並尊共に大八洲國を生めり、然して後ち伊

弉諾尊曰く、我所生の國唯朝霧あつて薫り満てる哉との玉ひて、乃ち吹撥の氣化して神と爲る、號して級長戸邊命と曰ふ、亦級長津彦神と曰ふ、是れ風神なり、

○日本紀に云、天武天皇治四年夏四月小紫美濃王小錦、下佐伯連廣尾を遣して、風神を龍田の立野に祠る、

△所攝社

- (一) 三太神
- (二) 若宮
- (三) 瀧祭社

(十五) 住吉

攝津國住吉郡塚邑に在り、

祭神四座、底筒男、中筒男、表筒男、神功皇后

○神代卷に云、伊弉諾尊往て筑紫日向小戸、橘の檣原に至り玉ひて、祓除し玉ふ、遂に身の所汚を盪滌せんとして海底に沈濯し、因て以て生る神を號して底津少童命と曰ふ、次に底筒男命、又潮中に潜濯して因て以て生る神を號して中津少童命と曰ふ、次に中筒男命、又潮上に浮濯して因て以て生る神を號して表津少童命と曰ふ、次は表筒男命、凡て九神あり、其底筒男命、中筒男命、表筒男命、是れ即ち住吉大神なり、

○日本紀に云、皇后新羅を伐ち玉ふの明年二月又表筒男、中筒男、底筒男の三神之に誨へて曰く、吾が和魂宜しく大津津中倉の長峽に居るへし、便ち因て往來の船を看んと、是に於て神教に隨ふて以て鎮坐す。

○住吉舊記に云、其荒魂は筑紫の小戸に在り、和魂は神功皇后三韓を征し玉ふ時に攝州に顯坐し、皇后の体に託す、而して四方を循行して遂に攝州の地に到て宣言して曰く、眞住吉、眞住吉の國なりと因て其地に鎮坐す。名つけて住吉と曰ふ。

△所攝社

(一) 被戸神社 (二) 磯御前

津守祖

(十六) 日吉

淡海國滋賀郡坂本邑に在り、

祭神七座、攝屬社十四座 (現今は大山咋神)

(一) 大宮

大己貴命

○日吉鎮座記に云、人皇卅九代天智帝御宇白鳳二年三月三日、翠御館山麓に祭り奉る、其後館尊神の御形を拜し奉らんと乞ふ、時に夜忽光曜いて日の如し、其中に大の字あつて更に異物なし、之に依て大宮と稱し奉る。

(二) 二宮

國常立尊 神皇魂尊

○神代卷に云、天地初判始めて俱生の神あり、國常立尊と號す、次に國狹立尊又曰く高天原に所生の神を名つけて天御中主尊次に高皇產靈尊次に神皇產靈尊と曰ふ。

○日吉鎮座記に云、此れ即ち天地二儀の主神、天地始まる其中間出現の故に二の宮と名づく、二の字は此に天の字の略なり、天地陰陽兩儀加護神とは是なり、垂跡の始は神代より以來波母山に降現なり。

(三) 聖眞子

正哉吾勝尊

○神代卷に云、素盞烏尊天照太神の髻髮及び腕所纏の八坂瓊之五百箇御統を乞ひ取りて、天眞名井に濯ぎ酷然咀嚼して吹き棄つる氣噴の狹霧に生る、神を正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊と號す。

○日吉鎮座記に云、聖とは神なり、言は兩神真心の中より出生す、故に名づく、人皇四十代天武帝御宇白鳳年中御影向。

(四) 八王子

國狹立尊

○神代卷に云、天地の中一物あり、狀葦牙の如し、便ち化して神と爲る、國

常立尊と號す次に國狹穗尊

○日吉鎮座記に云、八十萬神の大祖元氣の神なり尤も口傳り人皇十代崇神天皇即位元年に鎮坐

(五) 客人 伊弉册尊

○神代卷に云、次に神あり伊弉諾尊伊弉册尊

○日吉鎮座記に云、人皇五十五代文德帝天安二年六月十八日遷宮

(六) 十禪師 瓊々杵尊

○神代卷に云、天照大神の子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊高皇產靈尊の

女栲幡千千姬を娶て天津彦火瓊々杵尊を生じ

○日吉鎮座記に云、十とは天七地三の數禪は讓なり師は國なり言ふは

十善の天子國を讓るの義人皇五十代桓武帝御宇延暦二年正月十六日

影向

(七) 三宮 惶根尊一説に云、天照大神の三女

○神代卷に云、次に神あり面足尊惶根尊

○日吉鎮座記に云、三女影向なる故に三の宮と名つく日大記に云、天神

の第六惶根尊是なり延暦三年陽春中頃の御臨幸と
△所屬十四座、上の七座を加へて二十一社と稱す。

(一) 下八王子宮、天御中主尊

(二) 王子宮、建御名方命

(三) 早尾、素戔嗚尊一説に云、嶺田彦命

(四) 大行事、高皇產靈尊

(五) 聖女、下照姫

(六) 新行事、瀧津姫

(七) 牛尊

(八) 小禪師、彦火々山見尊

(九) 惡王子

(十) 岩瀧、踏鞴姫命

(十一) 劍宮、素戔嗚尊の擬神

(十二) 氣比、仲哀天皇

(十三) 大籠、渙津彦命

(古)竈殿 澳津姫

△所攝社

- (一)若宮殿 和田町の比叡社に在り、國幣立尊といふ
- (二)護回 王子宮邊に在り、二條院の勅附也。
- (三)女別當社 唐崎に在り、唐崎社是也。大宮初願の地、人皇卅五代舒明帝御宇祭之。

(十七)梅宮

山城國葛野郡に在り、玉城西二里

祭神四座、相殿神四座

- (一)酒解神、(二)大若子神、(三)小若子神、(四)酒解子神。

○梅宮社記并舊傳に曰く、件四社は孝謙帝の天平寶字年中此地に祭る。帝基守護の鎮守たり、所謂酒解社は大山祇、大若子社は伊勢度遇の神主、遠祖加夫良居命也、小若子社は、全大若子の弟なり、酒解子神は、木花開耶姫也、其後人皇五十二代嵯峨天皇の後姓橘氏諱は嘉智子父は清友云々、子なきを憂へ此社に祈りて感應あり、遂に當宮の清砂を以て御座の下に敷き其上に居て兒を生む、仁明天皇是なり、天皇神惠を追ひ嘉祥年中、外祖父清友を以て酒解社に并せ、檀林を以て酒解子神社に并せ、又瓊々

杵、火々出見命を以て、若子の二社に配して以て橘氏の祖廟と爲す云々。
△新攝社

- (一)三石 熊野三所影向所、(二)市杵島社、(三)幸神、(四)護王社
- (五)愛宕社、(六)天王社

(十八)吉田

山城國愛宕郡に在り、王城東半里許、

祭神は、春日大原野に全し、

吉田神四座

○御堂關白御書に曰く、奈良京の時は春日社、長岡京の時は大原野、平安城の今の吉田社、帝都の咫尺を占む、神祠の鎮護あり、
○兼俱日本書紀抄に云、當社は藤氏の崇敬他に異なるに依て、曩祖兼延勤請と。

○兼右二十二社に云、人皇五十六代清和帝貞觀年中鎮座す、中納言山蔭郷始めて之を渡し奉る。

△所攝社

- (一)神樂岡社 當社地主
- (二)一言主社
- (三)今宮
- (四)幸川社

(十九) 廣田

(五)水屋社 (六)氷室社 (七)榎本社
附西宮 廣田社は攝津國武庫郡西宮郷廣田村に在り、

祭神は廣田太神

(禮賢木殿之御魂天疎向津媛命)

○日本紀に曰く、神功皇后新羅を征し玉ふの明年、忍熊王兵を起して住吉に屯す、皇后之を聞き、務古水門に還て而して卜す、是に於て天照太神之に誨へて曰く、我が荒魂皇后に近づくべからず、當さに御心廣田國に居るべし、即ち山背根子の女葉山嬢を以て之を祭らしむ。

○二十三社註式に云、廣田は天照太神の荒魂也、謂つべし、神宮と御全体と式文の如くは一座なりと現在は五社。

西宮蛭子御前

西宮町往來の町尻に在り、西宮夷是なり、相殿神二座

右事八十神、左大己貴命

○按、西宮は蛭子神なり、俗に夷三郎と號す、非なり、蛭子は天照太神の弟なり、神紀に曰く、伊弉諾尊伊弉册尊日神を生み、次に月神を生み、次に蛭子を生む、已に三歳と雖も脚猶立たず、故に之を天磐樟船に載せて風の順に放棄すと、夷は別に一氣の神其鈎磯に在す時は則ち夷と號す、蓋し河

(二十) 祇園

山城國愛宕郡八坂郷に在り、

祭神三座、感神天皇、八王子、稻田姫、

○神代卷に云、次に素盞鳴尊を生む、此神勇悍以て安忍なることあり、牛頭天皇は感神天皇に全し、

○神代卷に曰く、(略)天照大神の所生神三、曰く田心姫、曰く湍津姫、曰く市杵島姫、素盞鳴尊の所生神五、曰く天忍骨尊、天穗日命、天津彦根命、活津彦根尊、熊野樟日尊、凡て五男三女五男を合せて八王子と曰ふ。

○神代卷に云、素盞鳴尊出雲國簸之川上にて大蛇を退治して一女を救ふ、これ稻田姫なり、少將井とあるもの是なり。

○山門慈惠記に曰く、第六十四代圓融院御宇天祿三年祇園を以て日吉末社と爲す。

△所攝社

- (一) 後見殿 大己貴命
- (二) 蘇民將來社 延徳内傳に蘇民素盞鳴を思ひの辨あり
- (三) 護王地主 (四) 與官受福社二座 (五) 官者殿
- (六) 美御前三座 社家者流云、紫雲鳴御の所生、三女神也、第一京上鷹、第二枝御前、第三小上鷹

(廿一) 北野

山城國葛野郡に在り、王城西半里許、

祭神三座、中將殿、中管丞相道真公、西北御方吉群女

○二十二社註式に云、村上天皇天曆元年六月九日北野に遷坐す。全天皇治十三年天德三年九條右丞相屋舎を造増して寶物を付し奉る。

北野天神宮 天神廟傍五十歩に在り、
○續日本紀に云、仁明帝御宇承和三年二月遣唐使の爲めに、天神地祇を北野に祠うと、蓋し此の神鎮坐の始め乎。

△所攝社

- (一) 宰相殿 菅原天神第四世の孫也、贈正二位菅原輔正
- (二) 和泉殿 贈正二位菅原定義
- (三) 福部社 世人奏者ノ神と曰ふ、 (四) 老松の社

(廿二) 丹生

丹生大和國吉野郡下市傍山中に在り、

(五) 白大夫 六一 夜松

祭神罔象女神、祈雨止雨の神なり、(現今は高麗神間御神)

○神代卷に云、伊弉並尊軻遇槌の爲めに焦かれて終りぬ、其終らんとするの間臥ながら土神埴山姫及び水神罔象女を生む。

○二十二社註疏に曰く、神武天皇天神の教を以て殿齋を造り、丹生川上に涉り、用て天神地祇を祭る。

○續日本紀に曰く、廢帝天平寶字七年五月幣を畿内群神に奉る、其丹生川上神は黒毛を加ふ、旱なればなり、光仁寶龜六年九月使を遣して白馬及び幣を丹生川上、畿内神に奉る、霖雨なればなり。

○二十二社註式に曰く、當社は大和の別社たり、事延喜格に見へたり、人聲を聞かざるの深山に我か宮柱を立て以て敬禮せば、天下の爲めに甘き雨を降し、霖き雨を止めん者なり、又云、人皇四十代天武帝白鳳四年乙亥御垂跡と。

接するに、丹生全名異神の者有之、其和州伊州に在る所は爾字の訓を用

△其紀州に在ては多牟之屋宇の音を用ふ。
△所攝社

(一)御倉持社

(廿三) 貴布禰

木船社は山城國愛宕郡鞍馬北一里許に在り、

祭神二座

高靈神

水徳の神別當神宮第二の攝社也

奥御前 (現今は開國神)

○神代卷に曰く伊弉諾尊刺遇突智を斬て三段と爲す其一段は高靈と爲す、
○神書抄に曰く龍神の類なり云々

○日本後紀に曰く弘仁九年五月大社と爲る、
○氏成私記に曰く奥御前は平安守護の爲めに祭る所蓋し日域地守の神

明なり云々

○二十二社註疏に曰く城州貴船社は船玉命と高靈なりと、
△所攝社

- (一)奥深社 (二)吸葛社 (三)私部社

(以上にて二十二社の所在及神体を明す其二十三社なるは賀茂上下を分つを以てなり)

第三 諸國一宮の御事

第五章 一國一宮の御事

本朝神社一覽に一國一宮の名を列ねたり左の如し

○畿内

山城 賀茂上下大明神

河内 平岡大明神

攝津 住吉大明神

大和 三輪大明神
和泉 大鳥大明神

○東海道

伊賀 敢國大明神

志摩 伊射波大明神

三河 砥鹿大明神

駿河 淺間大明神

伊豆 三島大明神

武藏 氷川神社

伊勢 都波岐大明神
尾張 大神社
遠江 己等乃麻知神社
甲斐 淺間大明神
相摸 寒川神社
安房 洲崎大明神

上總 玉葦神社
常陸 鹿島神社

○東山道

近江 建部神社
飛彈 水無神社
上野 坂鋒大明神
陸奥 都々古和氣神社

○北陸道

若狹 遠敷大明神
加賀 白山比咩神
越中 氣多大明神
佐渡 渡津神社

○山陰道

丹波 出雲神社
但馬 出石神社 又粟屋神社

下總 香取神社

美濃 南宮神社

信濃 南方刀美神社

下野 三荒山神社

出羽 大物忌神社

越前 氣比大明神

能登 氣多大明神

越後 伊夜日子神社

丹後 籠守神社

因幡 宇倍神社

伯耆 倭文神社

石見 物部神社

○山陽道

播磨 伊和神社

備中 吉備津明神 三備共

周防 玉祖神社

○南海道

紀伊 日前神社

阿波 大麻彦神社

伊豫 大山祇神社

○西海道

筑前 宮崎神社

豊前 宇佐宮

肥前 淀姫神社

日向 都農神社

出雲 杵築神社

隠岐 由良姫神社

美作 中山神社

安藝 伊都具島神社

長門 住吉神社

淡路 伊弉諾神社

讃岐 田村社

土佐 都佐神社

筑後 高良玉垂神社

豊後 西寒多神社

肥後 阿蘇神社

大隅 鹿兒島神社

陸摩 和多津美神社
對馬 和多津美神社

壹岐 天手長男神社

第六章 諸國一宮の所在及び祭神

(1) 賀茂下上神社 前に出づ、

(2) 三輪神社 全上

3) 平岡神社 河内國河内郡に在り、(現今は天兒屋根命比賣神、武甕槌神齋主神)

○社記に云、祭神四座、第一殿は天子屋命、第二殿は彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、第三殿は大國主神、第四殿は天照太神なり、又若宮一座は天兒屋命の子天押雲命なり、(平岡今牧岡と書す)

○神武天皇此神態に因て中洲を平け凶徒を伐ちて天下を一統し王ふ、故に歴代の天皇尊崇し玉はざるなし、

○神別記に曰く、高皇產靈四世の孫許々止魂尊の子は河内國平岡社なり、

攝社は(一)青神社、(二)岩本社、(三)一言主社、(四)大山彦社、(五)戸隠社

(4) 大鳥神社 和泉國大鳥郡にあり、(大鳥連祖神)

○一宮記に曰く、日本武尊なり、卜部兼禦の説に曰く、昔白鳳あり飛び來て是處に止まる、天照太神の化す所也、故に大鳥と名づく、

○神階記に曰く、貞觀元年四月廿七日從四位下

(5) 住吉神社 前に出づ、

(6) 敢國神社 伊賀國阿拜郡に在り、

○一宮記に曰く、金山媛命なり、

○類聚國史十六に曰く、貞觀九年十月五日從五位下敢國神、

(7) 椿神社 伊勢國河曲郡に在り、

○一宮記に曰く、猿田彦命なりと、

(8) 伊射和神社 前に出づ、

(9) 眞清田神社 尾張國中島郡に在り、

○一宮記に曰く、大己貴命なりと、(今は大明命)

(10) 砥鹿神社 三河國寶飯郡に在り、

○一宮記に曰く、大己貴命なり、

○類聚國史十六に曰く、貞觀十二年八月廿八日正五位下砥鹿神正五位上、全

十八年六月八日從四位上

(11) 事任神社

遠江國周智郡に在り、(今小國神社と號す)
○一宮記に曰く大己貴命なりと、(現今小國神)
○社記に曰く、一名小國ノ神社なりと

攝社 (一) 奥石戸社、(二) 王子社、(三) 八幡、(四) 内宮、(五) 外宮、

(12) 淺間神社

駿河國不盡郡に在り、
○一宮記に曰く富士權現と號す是なり、大山祇の女木花開耶姬命なり、
○神階記に曰く貞觀元年正月廿七日從三位

(13) 三島神社

伊豆國賀茂郡に在り、
○一宮記に曰く大山祇命なり、
○改歷雜事に曰く崇峻帝御宇庚戌歲出現

○類聚國史に曰く貞觀九年七月廿七日從三位

(14) 淺間神社

甲斐國八代郡に在り、
○一宮記に曰く神体富士に全じ

(15) 寒川神社

相州高座郡に在り、
○一宮記に曰く神体八幡に全じ、(現今寒川比古命寒川比女命)

○類聚十六に曰く貞觀十一年十一月十九日從四位上

(16) 氷川神社

武藏國足立郡に在り、
○一宮記に曰く素盞烏尊なり、(現今大己貴神稻田姬命を並祭る)

○兼俱神名帳頭註に曰く日本武尊東征の時勸請也

○類聚十六に曰く貞觀十一年十一月十九日壬申正四位下

(17) 天比理乃咩神社

安房國安房郡に在り、(今は安房神社と號す)
○一宮記に曰く太玉命なり、一名洲崎社

○文德實錄に曰く仁壽二年七月丙辰從三位を加ふ

(18) 玉前神社

上總國埴生郡に在り、
○一宮記に曰く高皇魂尊の弟生産靈の一男前玉命也

○類聚國史に曰く貞觀九年七月廿七日從五位上勳五等玉崎神從四位下

(19) 香取神社

下總國香取郡に在り、
○一宮記に曰く齊主命なり

○神代に曰く、天神、經津主神、武甕槌神を遣して葦原中國を平定せしむ。是時に齊主神、齊の大人と號す。此神今東國揖取の地に在るなり。

(20) 鹿島神社 常陸國鹿島郡に在り。

○一宮記に曰く、武甕槌神なり。

○神代に曰く、經津主神と共に中國を平定す云々。

(21) 建部神社 近江國栗太郡にあり。

○一宮記に曰く、大己貴命なり。(今は日本武命)

○兼瀨番神、註に曰く、天明玉命なり云々。

○神祇正宗に曰く、人皇四十七代天武帝白鳳四年勸請。

○類聚第六に曰く、貞觀九年七月十一日授從四位下。

(22) 南宮神社 美濃國不破郡に在り。

○一宮記に曰く、金山彦命なり。

○社家、註記に曰く、南宮は金山彦命にして火神なり。金神にあらず。離火南方

を司る。故に南宮と名づく。抑々南宮は陽神にして南方に居り。文武兼備は

る。故に國家崇貴正一位勳一等に叙す。故中天武朱雀の朝功を我邦に施す云

△所攝社 (一)十禪師社 (二)南大神 (三)高山社 (四)隼人社

(23) 水無神社 飛騨國大野郡に在り。

○一宮記に曰く、大己貴命の兒、御歲神なり。(今は水無神)

○神名帳頭註に曰く、大己貴命の女、高照光姫命の母、高降姫なり。大和國葛上

郡御歲の神社之に全じ。

○類聚十六に曰く、貞觀十五年四月五日從四位上。

(24) 南方刀美神社 (諏訪社是なり) 信濃國諏訪郡に在り。

○舊事記に曰く、天孫降臨の時に當りて、健南方命命を拒かんと欲す云々。こ

こに於て、經津主神、岐神を遣はして之を逐ふ。南方逃れて信州諏訪に到る

迫りて、請ふて曰く、願くは此郡を得て我居となさば、即ち吾れ豈に天孫に

背き奉らんやと。茲に因て、經津主神、諏訪郡を以て之に附す。是れ即ち諏訪

明神なり云々。

(25) 拔鋒神社 上野國甘樂郡に在り。

○一宮記に曰く、經津主命なり。

(26) 二荒山神社 下野國河内郡に在り、

○一宮記に曰く大己貴命の男事代主神なり、

○類聚十六に曰く貞觀十一年二月廿八日丙辰從二位勳四等二荒山神階加

正三位

(27) 都々古和介神社 陸奥白河郡になり、(磐城津々古別神社)

○一宮記に曰く大己貴命の男味耜託彥根命なり、

(28) 大物忌神社 出羽國飽海郡に在り、(今羽後國)

○一宮記に曰く倉稻魂神なり、

○續日本紀に曰く出羽國飽海郡正五位下勳五等大物忌神從四位下餘は故

の如し兼て神封二戸を充つ、

(29) 遠敷神社 若狹國遠敷郡に在り、(今若狹彦神社)

○類聚に曰く貞觀十五年四月五日從三位勳五等大物忌神正三位

○一宮記に曰く上社彦火々出見尊下社豐玉姬なり、(現今は若狹比古

神名帳頭註に曰く社記に曰く人皇四十五代元正天皇御宇靈龜元年乙卯

九月十日當國遠敷郡西郷内靈河之源白石上に始めて垂跡

(30) 氣比神社 或は御飯 越前國敦賀郡に在り、

○一宮記に曰く人皇十四代仲哀帝なり、

○風土記に曰く氣比神宮は字佐全体なり八幡は應神天皇の垂跡氣比明神

は仲哀天皇の鎮座なり、

○神階記に曰く貞觀元年正月廿七日從一位

(31) 白山姫神社 加賀國石川郡に在り、

○一宮記に曰く伊弉並尊なり上社は菊理姫、(今伊弉並尊をも祭る)

○改曆に曰く靈龜二年丙辰顯形して云ふ我當山の地主は伊弉並の垂跡な

り又左峰に老翁現して云ふ吾は白山の輔佐也小白山と稱す又右峯に老

翁現して云ふ吾は白山の禰なり即ち大己貴の垂跡なり、

○神階記に曰く貞觀元年正月廿七日正三位

(32) 氣多神社 能登國羽咋郡に在り、

○一宮記に曰く大己貴命也兼爾説に曰く天活玉命也、

○神階記に曰く貞觀元年正月廿七日從一位

(33) 氣多神社 或は高瀬 越中國礪波郡に在り、

○祭神全上延喜八年八月十六日乙卯越中氣多大神を以て官幣を預け玉ふ
 ○國史に曰く延曆三年三月三日丁亥氣多神正三位

(34) 伊夜彦神社 越後國蒲原郡に在り
 ○一宮記に曰く饒速日命の皇子天香山命也

○續日本後記に曰く承和十年六月越後國蒲原郡伊夜彦神之を名神に預く
 彼郡毎に旱疫あれば雨を到し病を救ふを以てなり

(35) 渡津神社 佐渡國羽茂郡に在り

○一宮記に曰く大己貴命の兄五十猛神なり

○日本紀に曰く肅慎人抄掠して神罰を蒙る地なりと

(36) 出雲神社 或は出雲 丹波國桑田郡に在り

○一宮記に曰く大己貴命の妻三穗津姫也父は高皇產靈尊なり又曰く天津
 彦根命なりと(今は大國主命三穗津姫命)

○改曆に曰く元明帝の和銅四年辛亥始めて出現

○類聚に曰く貞觀十四年十一月廿九日從四位上

(37) 籠神社 丹後國與謝郡に在り

○一宮記に曰く一名籠守住吉の同体なり(今は天水分神)

○類聚に曰く貞觀十三年六月八日從四位下

(38) 粟鹿神社 但馬國朝來郡に在り

○一宮記に曰く上社は火々出見中社は籠神下社は豐玉姫と

○神名帳頭註に曰く伊弉諾伊弉並相生の兒大日靈貴月讀素戔嗚合して三
 神なり和銅元年戊申八月十三日筆取神部八島勘註言上なりと

○類聚に曰く貞觀十六年三月十四日正五位上

(39) 宇陪神社 因幡國法美郡に在り

○一宮記に曰く武田宿禰なり

○類聚に曰く貞觀十五年七月廿八日正四位上全十六年從三位

(40) 倭文神社 伯耆國川村郡に在り

○一宮記に曰く大己貴命の女下照姫なり

(41) 杵筑神社 或大社 出雲國出雲郡に在り

○神祇令註に曰く出雲國大社は素戔嗚尊也社家亦之に隨ふ然りと雖も根
 本を以て推すときは天祖親く日隅宮を以て大己貴命に附與する者なり

△所攝社

- (一) 熊野神宮意宇郡に在り
- (二) 天穗日神社能義郡屋代に在り
- (三) 三穗社島根郡に在り

(42) 物部神社 石見國安濃郡に在り。

○一宮記に曰く、饒速日命の子宇麻志間知命なり。

○類聚に曰く、貞觀十七年十月己未正五位上。

(43) 由良姫神社 隱岐國智夫郡に在り。

○一宮記に曰く、大己貴命の嫡后須勢利姫也。

(44) 伊和神社 播磨國完栗郡に在り。

○一宮記に曰く、大己貴命の御魂なり。

○社説に曰く、欽明帝師安元年甲申二月十一日始て現座。

○神功征韓の日敵軍伏誅の約あり、欽明帝の廿五年靈現あり、神戸を寄せられ當國一宮として正一位を授けらる。

(45) 中山神社 美作國皆東郡に在り。

○一宮記に曰く、大己貴命なり、今は金山彦命。

○類聚に曰く、貞觀十七年四月五日正三位。

(46) 吉備津神社 備中國賀屋郡に在り。

○一宮記に曰く、吉備武彦命なり、備前備中備後三國の一宮なり。

○神祇正宗に曰く、八皇三十四代推古帝御宇之年現座。

○文德實錄に曰く、仁壽二年二月備中國吉備津命神官社に列す、全年七月封廿戸を充て奉る。

○神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日二品。

(47) 伊都伎島神社 安藝國佐伯郡に在り。

○一宮記に曰く、天照大神と素戔嗚と誓て生み玉ふ三女の内市杵島姫なり。

○類聚に曰く、貞觀九年十月十三日從四位上。

(48) 玉祖神社 周防國佐波郡に在り。

○一宮記に曰く、伊弉諾尊の男屋命なり。

(49) 住吉神社 長門國豐浦郡に在り。

○一宮記に曰く、底筒男、中筒男、表筒男也。

○神名張頭註に曰く、神功皇后十一年長門國豐浦に垂跡。

(50) 日 前 神 社 紀伊國名草郡に在り

○一宮記に曰く天兒屋禰命の孫石凝姥なり

○日本紀に曰く思兼神石凝姥を以て治工と爲し天香山の金を採り以て日
矛を作る此造り奉る神象は是れ即ち伊紀國所坐日前神なり

(51) 伊 井 諸 神 社 淡路國津名郡に在り

○神階記に曰く貞觀元年正月廿七日一品

(52) 大 麻 彦 神 社 阿波國坂野郡に在り

○一宮記に曰く猿田彦命なり(大麻比古神)

(53) 田 村 神 社 讃岐國香川郡に在り

○類聚に曰く貞觀九年四月廿三日正五位上

(54) 大 山 祇 神 社 伊豫國越智郡に在り

○一宮記に曰く猿田彦命なり(田村神)

(55) 類聚に曰く貞觀九年十月五日從四位下

○神名帳頭註に曰く俗に三島大明神と稱す伊豫風土記に曰く宇治郡に御

坐す神の御名は大山積神一名和多志大神なり此神は難波高津之宮の御
字に渡り坐す

○類聚に曰く貞觀十七年三月廿九日正三位

(56) 都 佐 神 社 土佐國土佐郡に在り

○一宮記に曰く高賀茂大明神は味耜純彥根なり或は云一言主尊なり又云
事代主命なりと(今は一言主神)

○神階記に曰く貞觀元年正月二十三日從五位上

(57) 筥 崎 神 社 筑前國那珂郡に在り(今は應神天皇)

○二十二社註式に曰く筥崎神三座神功應神武内なり人皇六十代醍醐天皇
の延喜二十一年六月二十一日託宣に依て宮柱を筥崎松原に建て新羅降
伏の旨を書て御座の下に置き石柱を立て、神饗の朽ざるを祈る

(58) 高 良 神 社 筑後三井郡に在り

○神名帳頭註に曰く武内宿禰なり新羅降伏に靈威あり延長の年を以て遷
御し畢んぬ(今は高良玉垂命)

○類聚に曰く貞觀十一年三月廿二日正二位高良神階加

(58) 八幡宇佐宮三所 豊前國宇佐郡に在り、

○二十二社註式に曰く、三所とは八幡、比咩神、大帶姫なり、豊前國宇佐郡菱形山廣幡八幡大神は郡家の東馬城峯の頭に坐す、後人皇四十代聖武御宇神龜四年此山に就いて神宮を造り奉る、

○古老傳へ曰く、應神帝、玉依姫、神功皇后之を三所と稱す云々、古書の中にも延喜式の如きは、中は男神、應神天皇是なり、女神二体、神功皇后并姫神是也、と、已上平野神主神祇權大輔兼前註進之、

(59) 西寒多神社 豊後國大分郡に在り、

○神名帳頭註に曰く、二に杵原大明神と名づく、垂跡宮崎に全じ、

○類聚に曰く、貞觀十一年三月二十二日無位西寒多神從五位下、

(60) 淀姫神社 或は川上大明神 肥前國佐嘉郡に在り、

○神名帳頭註に曰く、風土記に曰く、人皇三十代欽明二十五年甲申冬十一月朔日甲子肥前國佐嘉郡與止姫神鎮坐、一名豐姫、乾元二年紀に云、淀姫大明神は八幡宗廟の叔母神功皇后の妹なり、三韓征伐の節、于滿兩願を得て異域の凶徒を海底に没し、文永弘安の今は風雨の神變を施して幾多の賊敵

を波濤に播く、

○類聚に曰く、貞觀十五年九月十六日正五位下、

(61) 阿蘇神社 肥後國阿蘇郡に在り、

○日本紀に曰く、三神阿蘇津彦阿蘇都媛云々、

○日本後紀に曰く、嵯峨帝の弘仁十四年壬寅肥後國阿蘇郡に坐す從四位下勳五等建盤龍神特に當郡の封二千戸を充て奉る、此神は久旱の時、祈る時は即ち雨を降し、國を護り民を救ふ之に頼らざるなしと、

○文德實錄に曰く、仁壽元年冬十月丙午建岩龍命加階從三位

○類聚に曰く、貞觀十七年十二月從二位、

○續日本紀に曰く、承和九年七月奉幣齊衡の年七月封世戸、

○文德實錄に曰く、仁壽二年二月戊子阿蘇姫神に從四位下を加ふ、

○續日本後紀に曰く、仁明帝十四年丁卯國造神を宮社と爲す、

(62) 都農神社 日向國兒湯郡に在り、

○一宮記に曰く、大己貴命なり、

(63) 鹿島神社 或は正八幡宮 大隅國桑原郡に在り、

○神祇抄に曰く、大隅國正八幡は火々出見尊也、宇佐八幡と全しからず、
○二十二社註式に曰く、大隅宮は兼右之を按するに神功皇后か、大御前は豐
玉姫、南面は應神、若宮は仁德帝、西向は武内也と、

○社記に曰く、欽明帝五年甲子顯生、

(64) 牧聞神社 或は稻積神社 薩摩國額賀郡に在り、

○一宮記に曰く、猿田彦命なり、(牧聞神)

○三代實錄に曰く、貞觀十六年七月二日薩摩國從四位上開聞神の山頂に火
あり云々、勅して封二千戸を奉る、

(65) 天手長男神社 壹岐國石田郡に在り、

○一宮記に曰く、天思兼神の一男なり、

(66) 和多都美神社 對馬國上縣郡に在り、

○一宮記に曰く、八幡宮なり、(今は豐玉姬命)

○類聚に曰く、貞觀十二年四月五日丁巳從五位下、

第四 諸社靈社の御事

第七章 諸社の所在及祭神

(1) 日ノ御崎 出雲國出雲郡出雲郷に在り、 杵築大社ノ西北二里

祭神二座 上社、八束水神、素盞鳥の別稱也

相殿三座 田心姫、湍津姫、嚴島姫、

下社、大日靈貴

相殿五座 正哉吾勝母、天理日命、天津彦根命、
活津彦根母、熊野樟日命、

所攝社

(一) 天葺根神社、(二) 大歲神社、(三) 蛭兒神社、(四) 日臺神社

(五) 大土神社、(六) 荒魂神社、(七) 宇賀神社

(2) 佐陀神社、出雲國秋鹿郡に在り

祭神 正殿、伊弉册尊

南殿、素盞鳥尊

北殿、天津彦火、瓊々杵尊

- 攝社
- (一) 氏神社、(二) 田中社二座、(三) 幸神社、(四) 惠曇社
 - (五) 五十田狹社、(六) 神魂社
- (3) 多賀大社 近江國犬上郡に在り、
祭神 伊弉諾尊、(今は伊弉丹尊をも祭る)
別宮并に攝社

- (一) 山田神社、(二) 兒宮、(三) 荒神社、(四) 姪子、(五) 伊勢神宮
 - (六) 日向神社、(七) 鑰取神社二座
- (4) 熊野社 紀伊國牟婁郡に在り、(今熊野座神社)
祭神三座 伊弉册尊、事解男、速玉男 (今は家部御子神)

○神名帳頭註に曰く、崇神天皇十六年始めて熊野本宮を建つ、又景行天皇五十八年全新宮を建つ、

○國史に曰く、延喜七年十月二日丙午熊野に坐す神正二位、天慶三年二月一日丁酉速玉神正二位、

- (5) 生田神社 攝津國八都郡に在り、

祭神 稚日女尊、天照大神妹と稱す

- (6) 長田社 攝津國攝津郡に在り、

祭神 事代主尊

- (7) 茨住吉社 攝津國茨原郡に在り、

祭神三座、表筒男、中筒男、底筒男

- (8) 粟島神社 紀伊國名草郡蚊田之地に在り、

祭神 少彥名命、高皇產靈尊の子

- (9) 手間天神 出雲國悉字郡筑野村間瀉海中に在り、

祭神 少彥名命

- (10) 洗磯前神社 常陸國鹿島郡に在り、

祭神 少彥名命

- (11) 五條天神社 山城京都西洞院五條、松原に在り、

祭神 少彥名命

- (12) 鏡作神社 大和國城下郡に在り、

祭神 石凝姥命

○神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日從五位上、
(13) 宇佐宮 豐前國宇佐郡に在り、

祭神 湍津姬命、素盞烏命の子(今は入幡宮に全し)
(14) 胸肩神社 或は宗像或 筑前國宗像郡に在り、

祭神 田心姬命(今は多紀理姬命市村島姬命多岐津姬命)
(15) 木幡神社 山城國宇治郡に在り、

祭神 正哉吾勝勝速日天忍骨尊、
(16) 彦根神社 近江國蒲生郡彦根郷に在り、一に云天上郡

祭神 活津彦根命、素盞烏尊の子
(17) 比咩語會神社 攝津國東生郡に在り、

祭神 下照姬命、大日貴命の子なり
(18) 全 豐前國田川郡に在り、

祭神 辛國息長大姫日本之神胤にあり、
(19) 高賀茂神社 大和鴨と稱する是也 大和國葛城上郡に在り

祭神 味耜託彦根命、大日貴命の子、下照姫の兄也

(20) 八咫鳥神社 大和國宇陀郡に在り、

祭神 鴨建津見命、神璽命の孫、神武帝の時功あり、

○改曆雜事記に曰く、文武帝慶雲二年乙巳和州八咫鳥社立つと、
(21) 高市社 大和國高市郡に在り、

祭神 事代主命

(22) 太玉神社 大和國高市郡に在り、

祭神 太玉命、高皇產靈尊の子、齊部氏ノ祖也

(23) 三上神社 近江國益須郡に在り、

祭神 天御影命、社記に云伊弉諾別稱也、

○神祇正宗に曰く、今多賀大明神の本地伊弉諾尊なり

人皇七代孝靈帝六年に出現、

○類聚に曰く、貞觀十七年三月廿九日三上神社從三位、

(24) 兵主神社 近江國野洲郡に在り、

祭神 大國玉命、大日貴命ノ別稱

○類聚國史に曰く、貞觀十六年八月從三位、

(25) 小津神社 近江國野洲郡に在り

祭神 玉津正一位小津神社、宇賀魂也。

(26) 大寶天王神社 近江國栗太郡繼村に在り

祭神 素盞鳥尊

(27) 牛頭神社 近江國栗太郡下笠村に在り

祭神三座 正一位牛頭天王中殿、后宮左殿、稻田姫、
八王子右殿、五男三女

(28) 水尾神社 近江國高島郡水尾村に在り

祭神 水尾大明神水尾川南は猿田彦命北は天細女命

(29) 苗鹿神社 近江國志賀郡阪本郷苗鹿村に在り

祭神 苗鹿明神式に所謂那波加社是也

(30) 櫻谷神社 近江國栗太郡に在り勢田の南二里許石郷中村

祭神 神祇正宗に曰く人皇三十九代天智帝七年社を營む。
祭神 瀬織津姫命佐久奈止社、天照太神荒魂也。

(31) 四宮神社 近江國志賀郡大津の驛に在り

(32) 全

祭神 大比日吉社記に、小比全曰、立尊

氣比全曰、哀帝、小禰全曰、火々出見尊

山城國宇治郡山階郷に在り諸羽明神是也

祭神 天兒屋命、太王命

(33) 廣峯神社 播磨國飾磨郡廣峯山に在り、姫路傍一里

祭神三座、素盞神命、稻田姫、八王子、祇園本社也

所攝社并別宮

(一) 白幣社、(二) 軍殿、(三) 地養社、(四) 護王所

(五) 冠者殿、(六) 天祖父社、(七) 九部神穴

(34) 惣社 播磨國飾磨郡姫路城中に在り

祭神 大日貴命、額に曰く、正一位惣社伊和大明神

(35) 荒田神社 播磨國多珂郡に在り

祭神 少彦名命

(36) 三穗神社 駿河國有度郡に在り

祭神 三穗神、羽衣神女云々、三穂津姫云々

(37) 熱田神社 尾張國年魚市郡に在り、

祭神 熱田神、天ノ村雲ノ御也日本武用之有レ功

(38) 津島神社 尾張國海部郡津島に在り、

祭神 祇園に全じ、三十代欽明帝之年巳未來臨、

所攝社

- (一) 居森宮、(二) 柏宮、(三) 蘇民宮、(四) 八劔宮、(五) 土御前、
- (六) 星宮、

(39) 疫隅神社 號稱祇園 備後國沼隅郡柄浦に在り、

祭神 全上、

(40) 丹生神社 紀伊國伊都郡高野山上に在り、

祭神 天野丹生神 丹生津姫は天照大神也、或は云、大神の妹稚日女神也

(41) 伊吹神社 勝吹、或は五十井 近江國栗太郡伊吹里に在り、

祭神 八岐、蛇所變

(42) 石上神社 備前國赤阪郡岡山傍三里許に在り、

○神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日從五位上、



(43) 志賀神社 筑前國糟屋郡に在り、

祭神 三座 底津少童命、中津少童命、表津少童命、

(44) 葛城神社 大和國葛木上郡葛城山に在り、

祭神 一言主命、素戔嗚尊の子

(45) 神野神社 丹波國桑田郡に在り、

祭神 伊賀古夜姫命、

○神名帳頭註に曰く、賀茂建角命の婦伊賀古彌日賣命也、玉依彥、玉依姫

の母也、玉依姫は鴨御祖神也、玉依彥は可茂縣主等の遠祖也、

(46) 竹野神社 丹後國竹野郡竹野村に在り、

祭神 伊勢兩宮に全じ

(47) 奈具神社 今郡天避社 丹後國竹野郡丹波郷に在り、

祭神 宇賀乃咩命、麻部造酒是なり、

(48) 生玉神社 攝津國東生郡天王寺邊に在り、

祭神 天生玉神 天孫降臨の時暗從の神なり、活玉命は新田部直遠の祖なり
 ○神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日難波生國魂神、從五位下、
 恩智神社 河内國高安郡に在り、
 祭神 大御食津命、天兒屋命の來孫なり
 ○樹下神系圖に曰く、河内國恩智大明神は中臣朝臣藤原朝臣の遠祖なり、

○神階記に曰く、貞觀元年正月廿九日正三位勳六等恩智大御食津彦神、從二位、

(50) 高峰太神宮 周防國吉敷郡山口に在り、

祭神 伊勢兩宮に全じ、永正十七年十月上旬大内義興、伊勢より之を遷し奉る夢覺りに依て伊勢

(51) 山口祇園 周防國吉敷郡に在り、

祭神 山城八坂に全じ、永正年中疫疾盛行、大内義興乃ち之を祠るト部兼右勤む、

(52) 横須賀神社 熊野社是なり 遠江國周智郡横須賀村に在り、

祭神 高松社 大市姫命 小笠社 素戔嗚尊

横須賀社 熊野樟日命 素戔嗚鳥の子

○人皇四十二代文武天皇大寶元年秋九月遷宮

(53) 湯ノ宮 伊豫國温泉郡道後に在り、

祭神 二座 大己貴命、少彥名命、

(54) 靜ノ窟 播磨國鹿古と姫路との山間中に在り、オヒシラ 生石子と稱す、

祭神 前に全じ、

(55) 逆櫓神明 攝津國東成郡大坂に在り、

垂跡 伊豫に全じ、義經利運の爲め神明を勧請す

(56) 木島神社 山城國葛野郡太秦の東に在り、

祭神 天照坐御魂神、

(57) 離火神社 隱岐國海部郡島前に在り、

祭神 大日靈貴 内侍所三十神の第一也

○後鳥羽院御製、のうらならはらばらむ、やくやとおもふべし、なにをたくひ

(58) 伊勢向神社 山城國山城郡淀驛小橋東河中に在り、

祭神 天逆向津姫命、天照大神なり

(59) 伊木太神神社 紀伊國名草郡に在り、

祭神三座、五十猛命、大屋姫命、ツツ抓津姫命、共鳥尊の子
○神階記に曰く、清和天皇貞觀元年正月二十七日以上三神並に従四位

(60) 志津神社 常陸國久慈郡に在り、

祭神 手力雄命、思兼命の子、戸隠神と全垂跡

(61) 籠守神社 大和國吉野郡吉野山中に在り、

祭神 住吉神と全体

(62) 勝手神社 大和國吉野郡吉野山中に在り、

祭神 愛雙命

(63) 和布苅神社 長門國下關赤目に在り、

祭神 彦火々出見尊

(64) 岩屋神社 播磨國赤石郡中庄に在り、

祭神三座 疫神、ナニ二十ニ社註式に所謂午頭天王明石浦に垂跡せりと是

(65) 向日神社 山城國乙訓郡西岡邊に在り、

祭神 向日神、素戔嗚尊孫大歳の子母は須治比女

(66) 山碕神社 山城國乙訓郡山崎に在り、

祭神 大山祇神

(67) 中山神社 石神是なり京都三條猪熊邊に在り、

祭神 豐石トヨイシ、トヨイシ奇石窓命、大玉命の子

○神社考に曰く、後冷泉院永承五年六月十六日建、全六年十一月從三位を授く、天喜元年四月始めて官幣を奉す、

(68) 愛宕神社 丹波國桑田郡水雄北に在り、

祭神二座、伊弉並尊、火産靈尊、天神第七の陰神也、

○神祇拾遺に曰く、當社久代平安城北鷹峯の東隣なり、光仁天皇の御宇天應元年釋慶俊今の靈地に迂し奉る、

○類聚國史に曰く、貞觀十四年十一月廿九日從五位下阿當護神從五位上、

(69) 竹生島神社 或は都久夫須麻に作る、近江國淺井郡に在り、

祭神 宇賀御魂命、景行天皇平三年湖中竹生島出つ

(70) 大原神宮 丹波國桑田郡に在り、

(71) 大原江文神社 祭神 三座 伊弉並尊、伊弉諾尊、天照太神
山城國愛宕郡矢背之北に在り、
祭神 倉稻魂命

(72) 白鬚神社 祭神 猿田彦命
近江國志賀郡境打下に在り、

(73) 出雲路幸神社 祭神 全前
山城國帝都左京京極の西に在り、

(74) 鎮魂八神 祭神 高皇產靈尊、神皇產靈尊、魂留產靈尊、元氣精
一平安帝都宮内省に在り、秀吉吉田山に近し奉る、
生産靈尊神皇產靈の于足產靈尊大己貴神所化、

(75) 狹井神社 祭神 狹井神、大己貴の荒魂なり、疫神也、宇多帝寛平九年三月七日勅し
大和國城上郡に在り、鎮花の神是なり、
大宮比賣尊女神御膳津神事代主

(76) 紫野今宮 祭神 疫神 一條院正暦五年長保二年世間不靜之を寧る
山城國葛野郡に在り、

(77) 渡神社 祭神 船玉命、
備後國沼隅郡柄に在り、
狹田彦なり、神功皇后此浦に舟を備へて發す時雨を以て神靈と爲す故に稱といふと、

(78) 大己貴神社 祭神 大己貴命、
筑前國夜須郡に在り、
神功皇后征韓の日之を祭る、

(79) 鞆神社 祭神 全前
山城國愛宕郡鞍馬山に在り、

(80) 立木神社 祭神 正一位立木神
近江國草津驛札に在り、

(81) 筑摩神社 祭神 御食津神
近江國坂田郡に在り、
筑摩庄は大膳職御厨の地、運送色目載せて延喜式にあり

(82) 岩本橋本神社 祭神 賀茂の末社 岩本橋本
○文德實錄に曰く、仁壽二年三月甲戌近江國筑摩神に従五位下を授く、

○神祇拾遺に曰く、住吉和歌の兩神也、業平實方常に件の二社を拜して家を成す、世人稱して兩神化現と爲す、

(83) 高皇産靈神社 大和國添上郡に在り、

祭神 宇奈太理坐高御魂尊、武内宿禰御請と

(84) 荒神神社 大和國笠山に在り、

祭神三座 土祖神、澳津彦命、澳津姫神、

(85) 清水地主神社 山城國愛宕郡清水に在り、

祭神 大己貴命、

(86) 與謝宮 丹後國與佐郡川森にあり、

祭神 豐受大神 内宮を祠るは近代の俗なり、

(87) 櫻葉神明宮 京都朱集、東近衛、西に在り、今の出水是也、

祭神 天照太神、

(88) 座摩神社 攝津國西成郡に在り、

祭神 神功皇后 皇后征韓凱旋の日此所に飲食一玉ふ故に此稱あり、

(89) 宇瀨神社 筑前國に在り、應神天皇の産所故にウミとイフ、

祭神 譽田天皇八幡也、

(90) 御香神社 山城國伏見驛京町の東にあり、

祭神 神功皇后

(91) 松浦神社 肥前國松浦郡に在り、

祭神三座 上松浦田島神仲哀天皇、弟稚武王なり、

下松浦志々伎神稚武王、弟十城別王なり、

鏡宮 神功皇后御鏡を用ゐる戦勝を祈り玉ふ所、

(92) 香椎神社 筑前國糟屋郡に在り、

祭神二座、東神功皇后、西武内宿禰、

(93) 藤崎八幡 肥後國熊本城中に在り、

祭神三座 中應神天皇、左住吉明神、右神功皇后、

○當社は承平年中の草創、享祿二年八月修造、

(94) 龜山八幡 長門國龜山に在り、

祭神三座 中應神天皇、左神功皇后、右仲哀天皇、

○貞觀元年筑紫八幡を男山へ遷し奉る時、行教和尚行宮を此地に造りて

勸請す云々、

(95) 朝倉八幡 周防國朝倉に在り、

(96) 法華峰八幡 近江國蒲生郡八幡村にあり、
○全前貞觀元年立行宮之を勸請す、

(97) 篠村八幡宮 丹波國桑田郡篠村に在り、
○六十六代一條院御宇、影向、長徳三年行放生會、

○七十一代後三條院延喜三年亥年勅定に依り勸請し、卜部兼延奉行す云々、

(98) 奈良八幡 大和國添上郡東大寺中に在り、

(99) 鶴岡八幡 相模國鎌倉鶴岡に在り、
○孝謙天皇御宇天平勝寶元年神託に依て造宮、

○七十代後冷泉院御宇源頼義、康平六年八月勸請、

七十二代白河院治八年永保元年二月源義家修葺、

(100) 矢橋八幡 附山田ノ八幡 近江國栗太郡矢橋浦町末の東に在り、
○又云、後冷泉院天喜六年癸卯鎮坐云々、

祭神 中神功皇后、左住吉明神、右高良明神、
頼崎八幡宮三座、

(101) 佐女牛八幡 山城國愛宕郡五條橋東四五町許に在り、
祭神 若宮八幡宮三座
○人皇四十代天武天皇白鳳四年乙亥二月十一日勅願に依て大中臣清磨に詔あつて、近江國栗太郡矢橋浦に於て聖母太神住吉高良三所を勸請し奉る、正八幡一座は山田郷に在り、全國に鎮坐、第八十二代後鳥羽院建久元年十月二日源朝臣頼朝上洛の時、矢橋浦に於て神社あり、浦人を召し馬上に在て鞭を以て之を指し問ふ、浦人答て曰く、八幡宮なりと頼朝下馬あつて之を拜す、此に依て頼崎の名あり、全三年頼朝卜部兼藤を以て社壇を再興し奉る、全四年八月十五日遷宮あり云々、

(102) 高倉八幡 洛内三條坊門高倉萬里小路間に在り、
祭神等持寺八幡宮 應神天皇御所八幡と稱す、
○二十二社託式に曰く人皇七十代後冷泉院治八年天喜元年勅願に依て勸請す、兼親之を奉行す、伊豫守頼義の御沙汰なり、

(103) 五所八幡 京都京極の北田野中に在り、
○人皇九十七代光明院の御宇、康永三年甲申等持院勸請兼豐之を奉行す、

祭神、筑前國大分宮、肥前國千栗宮、肥後國藤崎宮、薩摩國新田宮、大隅正八幡
已上五所別宮

○神祇拾遺に曰く、件の五座は外國に在て參詣に便ならず、仍て後柏原院
大永年中山城國小山庄に移し奉る。

(104) 山崎離宮八幡 山城國乙訓郡山崎に在り、
祭神、石清水に同じ

○改歷雜事に云、清和天皇貞觀元年己卯八月廿三日、宇佐より山崎に移る。
(105) 譽田八幡、河内國舊市郡に在り、

祭神、應神天皇
○緣起に曰く、應神天皇河内國舊市郡長野に葬る、欽明帝始めて、廟を改造
して行幸あり、

(106) 宰府天神 筑前國太宰府に在り、山州北野天神の本宮也
祭神、菅家、菅公歿後建立、號「天滿宮」

(107) 網場天神 筑前國博多に在り、
祭神、菅家、菅公左遷の日、此地坐船網之上云々。

(108) 曾根天神 播磨國曾根村海濱に在り、

(109) 上宮天神 山城國高槻に在り、

(110) 梶折天神 攝津國上牧村に在り、

(111) 文子天神 京都西の京大將軍の邊に在り、

(112) 菅大臣社 同五條坊門西洞院に在り、

(113) 土師天神 出雲國出雲郡土師村に在り

以上祭神、菅家 皆緣起あり略之

(114) 大將軍社 京都西の京紙屋川の東に在り、

祭神、石長姫命 大山祇女

○日吉神道密記に曰く、大將軍の神は大山祇の女木花開耶姫の姉なり、神
代の昔し其顔貌醜なるを以て遂に幸せず、故に此神能く夫婦の配匹を
守ると、

第八章 靈社の所在及祭神

(1) 藤森社 山城國紀伊郡深草山南に在り、

祭神、舍人親王 天武帝の子

- (2) 檜田神社 肥前國神碓郡に在り、
祭神大若子命 天御中主十九世孫
- (3) 天武社 伊勢國桑名に在り、
祭神天武天皇
- (4) 平野社 攝津國大坂の南に在り、
祭神仁德天皇
- (5) 足羽社 越前國足羽郡に在り、
祭神繼体天皇
- (6) 金峰社 號藏王權現 大和國吉野郡に在り、
祭神安閑天皇
- (7) 水雄社 丹波國桑田郡愛宕山傍に在り、
祭神清和天皇
- (8) 城南神社 山城國鳥羽ノ里に在り、
祭神鳥羽天皇
- (9) 崇徳社 讃岐國松山に在り、

- (10) 後鳥羽社 隱岐國島前に在り、
祭神崇徳天皇
- (11) 小御靈社 山城國葛野郡小野庄(東河内村)に在り、
祭神惟喬親王 文徳帝長子號小野宮
里原懷郷の御製 なげばさく、きけばみやこのひーきに
このさきいでよ、やまほいきす
- (12) 六ノ宮 京都西八條大通寺に在り、尼寺と號す
祭神六孫王
- (13) 田原社 山城國宇治郡田原村に在り、
祭神田原天皇 施基皇子、天智帝の第二
子光仁帝の御父
- (14) 母上ノ社 丹波國多紀郡に在り、
祭神母上大明神、多田滿仲の母也と
- (15) 御靈社 山城高野御靈是なり、一に云、京極御靈内
祭神早良親王、光仁天皇の御子 即ち崇道天皇
全 伊豫親王 京極下ノ御靈 崇道天皇の御子

- (21) 輕野社 祭神小野道風 從四位上木工頭 丹波國幸田郡宮傍村に在り
- (22) 宇治離宮 祭神輕野神 里曰輕野三座は菅原天神の御子也或は云輕大臣也 山城國宇治郡宇治里に在り
- (23) 板櫃社 祭神藤原忠文 宇治民部卿 肥前國松浦に在り
- (24) 晴明社 祭神橘廣繼 京都堀川西條一大路北清明町に在り
- (25) 玉津島社 祭神安陪晴明 紀伊國和歌浦に在り
- (26) 人丸社 祭神衣通姫 播磨國赤石郡大倉谷に在り
- (27) 福大明神社 祭神柿本秋成 宇治甲斐守 京都堀川西猪隈東一條大河南に在り

- (16) 白鳥社 全 藤原大夫人 又云伊豫親王ノ母 議岐國に在り 祭神 日本武尊
- (17) 田村社 全 吉備公 京極上御靈是なり 近江國甲賀郡土山驛の邊に在り 祭神 正一位田村大明神 田村唐也 苅田唐の子
- (18) 壹伎社 全 文屋宮田丸 綴音御靈是なり 宇合ノ第一子 筑前國那珂郡壹伎の地に在り 祭神 壹伎直真根子 武内ニ代リ忠死セシ人
- (19) 小野篁社 全 橘逸勢 下桂ノ御靈是なり 山城國葛野郡小野庄杉坂村に在り 祭神 小野朝臣篁
- (20) 瀧社 全 藤原廣嗣 火雷天神 下桂ノ御靈是なり 山城國葛野郡小野庄杉坂村に在り

(28) 蟻通社 和泉國に在り、

祭神、不詳

(29) 坂折社 備前國に在り、本社甲州縣

祭神、酒折神

(30) 黒主社 近江國滋賀郡幸崎の邊に在り、

祭神、大伴、黒主 大友皇子の裔國城寺を創建す

(31) 關明神社 近江國志賀郡會坂に在り、

祭神、蟬丸

(32) 佐與姫社 播磨國佐與郡に在り

祭神、松浦佐與媛 嘉祥二年十一月官社に預る

(33) 足輕社 相摸國に在り、

祭神、足柄明神

(34) 秀郷社 近江國栗太郡勢田郷大橋傍に在り、

祭神、藤原秀郷 相並ふ一座は水府ノ神也

(35) 神田社 武藏國江戶に在り、

(36) 橋姫社 山城國宇治郡宇治橋傍に在り、

祭神、宇治橋姫

(37) 網野社 丹後國竹野郡阿佐茂川東網野村に在り、

祭神、水、江浦島子

(38) 大荒社 播磨國に在り、

祭神、秦川勝

(39) 大酒社 播磨國赤穂郡坂越浦に在り、

祭神、弓削守屋大連、

社家説に曰く、大己貴命の歩築坐也、將門社は本殿を去るべき百歩許也

第五 縁起及託宣

第九章 諸大社の縁起と託宣

(1) 伊勢

風土記に曰く、天日別命、天照大神の勅を奉て東の方に入ること數百里、其邑に神あり、伊勢津彦と名づく、天日別命問ふて云、汝が國を天孫に献らんや、答へて云、吾れ此國をもとめて居る事日久し、とて敢て命を聞かず、天日別命兵を發して其神を戮さんと欲す、其時おろれ伏して申して曰く、吾國を悉く天孫にたてまつりて吾れ敢へておらじと、命の云、汝が去らん時は何を以てか驗とするや、申して云、今夜八、風を起して海水をふかせて浪に乘て東に去らんとす、此れ吾か却くよしなりと、日別命兵を止めて之を窺はするに中夜に及ぶ比、風吹き浪おこりて光耀くこと日の如し、陸も海もあきらかに見ぬ、遂に波に乗じて東にさりぬ、此故に神風伊勢常世波寄國といふ、蓋し之をいふならん云々。

内宮

日本紀に曰く、天照太神倭姫命に誨へての玉は、是の神風の伊勢の國は常世の浪の重浪よする國也、傍國の可憐國なり、此國に居らんと思ふと、故に大神のおしへの隨に其祠を伊勢國に立つ、因て齋宮を千五十鈴川上にたて之を磯宮といふ、則ち太神の天より降りまします所なり云々。

太常國史に曰く、倭姫命太神の宮所をもとめ玉は、んとて諸國をめぐり玉へり、垂仁天皇の御宇に伊勢の國にて一人の老翁に逢ひ玉へり、命件の事を語り玉ふ、翁の云、宇治の川上に光あり、我れ二百八万歳之を守り居る、彼の川上に五十鈴天上の圖像天逆戈あり、吾れこゝに有ると八万歳まもりて之を崇め奉る也と、皇女大に悦び玉ひて、彼翁をともなひ玉ひて行いて見玉ふに、此寶は昔し天照大神天より授くだし玉ひし天逆戈、五十鈴といふものなりとの玉へり、此時皇女舟にのりて此に至り玉へるに御裳のよごれたるを洗ひ玉へり、此故に御裳濯河と名づけ、又五十鈴のある所より流れ出づる河なる故に五十鈴河と名づく、遂に其川上に宮を建て玉ふ、今の内宮是なり、翁は猿田彦又は興玉命と云、一には倭姫命、大田命に逢ひ玉ひて之を教へられ玉へりと云々。

天照皇太神宮寶勅

吾れもろくのあをひとぐさいつはりばかりてたとへばよしとおもふ
 ともかならずあめのみことのいかりをうけて根の國におもむかんと
 しきこころをもちてまさにあしくともかならず天の神のめぐみあらん
 もろくのいくひとらあめにさかふ時は道なくつちにさかへはるのさ
 いわひなしるのもとにはなれ根の國にいりおちんぞかさねて心をあめ
 つちにひとしくしておもひを風雲にのせて道にしたがふの本とし神を
 まもるのかなめとせよよろづのくだしき事をはらひすてよひとつ
 心のさだまれるのりをたづねてあめのかみの見とにかなひて神の心に
 かなへ。

もろくのいくひとら天地にしたがひて玉のおをつぎすへらみをやを
 まつり心ののりをまさしくしるのみなもとの根をふかふし宗廟の神を
 うやまひてよもの國をしたがへて天の位の貴き事をみてるのわざをあ
 めがしたにひろむべし。

外宮

倭姫世記に曰く泊瀬朝倉宮大泊瀬稚武天皇即位廿一年丁巳冬十月倭姫
 命の夢に教覺し給はく皇太神吾れ一所に坐されば御饌も安く聞し食さ
 れず丹波の與佐の小見の比沼の魚井原に坐す道主の子八乎止女の齋ひ
 奉る御饌津神止由居大神を我が坐す國へ欲へと誨へ覺し給ひき爾の時
 大若子命を朝廷に差し使して參上せしめて御夢の狀を申さしめ玉ひき
 即ち天皇大若子に勅し罷往しめて布理奉りたまひき故手置帆負彦狹知
 二神の裔を率ゐて齋斧齋鉏等を以て始めて山林を採て寶殿を構へ立て
 而して明る年戊午秋七月七日大佐に命を以て丹波國余佐郡眞井原より
 して止由氣本神を度遇の山田原に迎へ奉る云々。

神皇正統紀に曰く垂仁帝の御宇皇太神五十鈴宮に移り玉ふて此年に至
 ること四百八十四年神武帝より殆んど千年なり大倭姫命猶在玉へり内
 外宮規は日少宮の摸に准へて以て之を造る云々。

兩宮の神謠 後鳥羽院の御夢に

るれ末世みだりがはしくしてもろ人のみだれたるときにはすべらみと
 の家よりものふの家をうやまひ國のつかさはくたしき人にまじ

(2) 八幡

は、かみながは妻をもちにくをくらひ、いやしきが道をひるめん。

卜部兼邦曰く、八幡と申奉る事は應神天皇の御廟河内國譽田にてましますなり、宇佐に勸請ありて和氣清宮に託し玉ひて我れは譽田の八幡丸と御名乗有りしに依てなり。

宇佐縁起に曰く、筑前箱崎に八幡宮あり、昔し白幡四ツ赤幡四ツ此に降る故に八幡と名づく、松を植えて標と爲す、今に至て猶ほ在り。

神社考に曰く、清和帝の御宇に行教といふ者あり、姓は紀氏武内宿禰の後なり、故に最も宇佐の神を崇む、神教に憑て帝都の邊に棲まんと欲す、遂に山城男山に移り玉ふ云々、此事元亨釋書に詳かなり。

譽田正八幡神託

つねに供したてまつるものなく金石を食するとも、つねにこゝろのにてり、けがれし人のさゝくるものはうけず、つねにさすべきところなくとも、えあがれる火の中にはおるとも、つねにこゝろのよこしまにけがれしもの、所にはいたらじ。

(3) 賀茂

廿二社註式に曰く、日向國に天降り坐す神を賀茂建角身命と申す、神倭磐吾彦天皇の御前に坐して大和の國葛木に宿りす、彼所より漸く山背國岡太の賀茂に遷幸せり、山代川に下り坐して葛川と賀茂川と合ふ所に立坐し給ひ賀茂川を見巡して宣はく、狭く少きなりといへども、石川の清き流なりとて、石川瀬見の小川と號く、川上に宮所を定め給ひて北山の麓に住み玉へり、其時此所を賀茂と云ふ也。

賀茂皇太神宮神託

一たびわがまへにきて一禮をなすものは、ろの思ひにしたがひて神力をくわへておもひをどげん、まして日をかさねたのまむ人にをひておや。

(4) 春日

神社啓蒙に曰く、春日註式に云、春日垂跡の事第四十八代稱徳天皇の神護景雲元年十二月七日大和國城上郡安部山に御坐す、全二年正月九日大和國添上郡三笠山に垂跡、全年十月九日寅日寅時太敷立宮柱、全本宮廻廊の始は治承三年己亥二月廿六日也、註進狀と。

春日大明神々託

たどへはもろゝの人つねに清き室をかまへ國土の珍物を供し七重のしめをはり數百日心をくるしめて我をいのるども其心邪にけんせんならん家にはいたるまじたどへは重服のふかき家にも慈悲つねにあらん其室にはまねかずといふともかならず影向あるべし我つねに慈悲を神体とするが故なり。

(5) 三輪

日本紀に曰く時に神光海を燃して忽然浮き來るものあり如し吾に在らずんば汝能く此國を平けんや吾の在るに由ての故に汝其大造の績を建つることを得たり此時大己貴神問ふて云然らば則ち汝は是れ誰ぞや對て云吾は是れ吾か幸魂奇魂なりと大己貴神云然らば廼ち知んぬ汝は是れ吾の幸魂奇魂今何所に住まんと欲ふや對へて云吾は日本國の三諸山に住まんと欲すと故に即ち宮を彼所に營み就いて居らしむこれ大三輪の神なり。

奥儀抄に曰く崇神天皇七年倭迹々日百襲姫命に大物主神着き玉ひて告

あり御夢に我は是大物主神なり我兒太田根子をして我をまつらしめよどかくありしより太田根々子命は神主等が遠祖なり云々。

三輪大明神々託

わがれさめあらはすわさはすべらみことの見まてをおさめたまふべしわれはしりそきて世のかくれたることをおさめんすなはち身にみつの八坂瓊をとりてながかくれおらんと也。

(6) 熱田

尾張風土記に曰く熱田社は昔し日本武尊東國を巡歴して還ります時に尾張連等の遠祖宮簀姫命を娶て其家に宿ります夜頃く厠に向ふとき身に隨へる劔を以て桑の木に掛けて之を遺し玉ふ殿に入て乃ち驚きて更に往て之を取る劔光あつて神の如くして之を取ることを得ず即ち宮簀姫に謂て云此劔神氣あり宜しく之を齋ひ奉るべし吾か形影として因て社を熱田郷に立てゝ名を爲せ云々此劔は素戔鳴尊の大蛇を退治て獲玉ひし天村雲劔にして後草薙劔と改められしものなり。

熱田大明神々託

(7) 大 社

天下の諸人よ、つねに神明の直きみとを身にうけて、天を父とし地を母とし萬物を兄弟として、恨なくかなしみなき此神國の三界にまされるをたのしまん、天照神の教にたがはですべらみことをうやまひませ、らむくかたあらば我神前に來て其名をあげよ、必ず敵をくだきて心のまゝならん
(諸社一覽)

益人よ七の難は外よりは來らず、必ずよこしまを好むの所にあり、七の福は又外よりは來らず、心の徳をつむの所にあり、其心のみさはを直にしてあまてる神のをしへをもとゝし、人の國のをしへを潤色として日月を心光をおなじふし、四方の國を守るべし。(後論)

神記載する所に云、天津彦火瓊杵尊葦原中國の主と爲るや、經津主神武甕槌神出雲國五十田狹の小河に到り玉ひ大己貴に對て云、皇孫君此地に臨み玉ふ、汝當さに須く避くべし、大己貴對へて云、我子事代主神、三種之碕に在り、釣戈を以て樂と爲す、熊野諸手船を以て使者、稻背腰を載せて之を遣し之に問ふ、事代主云、今天神此勅問あり、我父當さに避け奉るべし、吾亦

(8) 嚴 島

ふべがらず、因て海中に於て八重蒼紫籬を造て船の柁を踏んで避る、大己貴云、我子既に避る、吾れ亦當さに去るべし、如し吾れ禦かば國內の諸神必ず當さに全しく禦がむ、今我れ避け奉る、誰か敢て須ひざらん、乃ち杖ける所の廣矛を二神に授けて云、吾れ此矛を以て卒に治功あり、天孫若し此矛を用ひて國を治めば必ず當さに平安すべしと、遂に百不足八十隈に隠れ玉ふ

神書抄に云、八十隈、天日隅宮は共に出雲國杵築宮を謂ふ、即ち是れ大社なりと。

神祇令註に云、出雲大社は素戔嗚尊なりと。

杵 築 大 社 神 託

益人がわが神國のおきてを守らで、外に心をうつしなば、神明のあだなれば我眷屬の神をつかはし、ろの玉の緒をうばひとらん、もろくの神をまつらんに、我をまつさきにせぬ衆生のねがひは、よもどげさと思ふ。

盛衰記に云、推古天皇五年十一月十二日、内舍人佐伯鞍職といふ者、網釣恩

賀の爲め島の邊に經回しけるに、西の方より紅の帆をあげたる船見に来る船中に瓶あり、瓶の内に銚を立て赤幣を付せり、瓶の内に三人の貴女あり其形端嚴にして人類に全しからず、託宣して云、吾れ百王守護の爲めに本所をはなれて王城に近づき、寶殿并に廻廊百八十間造立して吾を嚴島大明神と崇むべしとの玉へは鞍職云、何なるしるし有りてか官奏を經へきと申す、明神云、王城の良の天に客星異光ありて出現せん、公家殊におどろきて怪みざるべし、時に鳥鳥多く集て共に榊の枝を食ふんと宣ひけり、即ち津國難波の王城に俄に千鳥榊の枝を食ひて禁裏に鳴き集る、鞍職奏して申す、是は大明神の現瑞なりと、天皇敕信ありて御俸田町御修理、山八千町御寄進の宣旨を下さるの上、今年十二月廿八日重て宣下せられて云、自今以後當國を拜任するの吏は毎任上分田を捧ぐべし、神威を輕んずべからず、末代に及んで社頭破壊顛倒の時は當任の國司官奏を經て國中の榊を黜して修理すべし、其間材木、楡皮等京都に運上すべからずと。

伊都伎島大明神々託

わか國の人わが名をむかし知らざりし故に、今の世に生れて、いやしきに

(9) 熊野

くるしめり、我れ天上にしては日の神なり、中央にはこゑをあらはし、大地のうちにかくれては萬物を生じ、海の中には八大龍王と爲り、四海に其徳を施しぬ、たとへば貧乏の衆生一度參詣して我に其すかたを見せ、おもひをのべていはんものをば、その人により一七日二七日三七日或は三千七年のうち、に其ねがひの輕重にしたがひ、かならず心の如くならしめん、されども直からぬものたのめるそくるしき、大悲のちかひすてざれば、かれも又すつる事なし。

日本紀に曰く、伊弉册尊火神を生み、ます時灼かれて神退りましぬ、故に紀伊國熊野の有馬村に葬る、土俗此神の魂を祭る者、花時には亦花を以て祭り、又鼓吹幡旗を用ひ歌舞して祭る。

又曰く、伊弉諾尊追ふて伊弉並尊の所在す所に至り、玉ひ、便ち之に語て云、汝を悲み故に来つと、答へて云、族や吾を看勿せ、伊弉諾尊従はず、猶之を看る、故に伊弉並尊耻ぢら恨みて云、汝已に吾か情を見る、我れ復た汝か情を見る、時に伊弉諾尊亦慙ち玉ひ因て將に出て返らんとす、時に直ちに黙せ

ず、歸て之に盟て云、族離れん、又云、族に負けじと乃ち唾く所の神號けて速玉之男と曰ふ、次に掃入神を泉津事解之男と號く、凡て二神なり。社家者の説には熊野權現は天竺より飛來の神なりと、長寛勘文に據るときは熊野樟日命たり、蓋し伊弉並尊は出雲國比波山に葬るか故なりと。

熊野大權現神託

わか國のしたかへる人、日の蝕なる時は心をつゝしみ、身をしづめて蝕にあたるべからず、大蝕は大笑なり、小蝕は小笑なり。

(10) 宇佐

二十二社註式に曰く、三所とは八幡比咩神、大帶姫なり、豊前國宇佐郡菱形山廣幡八幡大神は郡家の東馬城峯頂に坐す、後人皇四十代聖武御宇神龜四年此山に就て神宮を造り奉る。

神社考に曰く、欽明天皇三十一年冬肥後國菱形池の邊なる民家の兒甫めて三歳神託して云、我は是れ人皇第十六代譽田八幡磨也、諸州に神明に垂跡し、又今此に顯はる、其後勅使を差し移して豊前國宇佐宮に鎮坐し上る。四十八代孝詠天皇神護景雲元年九月和氣清磨神勅を被れり。

宇佐八幡宮神託

衆生の心不善なる時、神明をいのりもどむといふども、其心にやどる事なし、直き心にし正しき時は、いのらざれども吾れつねにこのいたゞきにうつり居て守らん、衆生の心は神のみあらかなるが故に、このみあらがあしければすむことなし。

神社の縁起といひ、神託といふ者、猶敷多けれど、さまではとて畧しぬ、他は類推すべきなり、されど虚心平氣に是等の事隙及び口碑神託を按すれば、大に神道の實狀を審かにする所のものあるべし、努々輕視すべからざるなり。

第六 敬神の蹟

第十章 歴世の神事

第一代神武天皇

○元年正月朔日都を畝傍の樞原に定め、皇祖天神の詔に従て神籬を樹て、八握神を祭る。天太玉命の孫天宮命、天璽鏡劔を捧けて正殿に安置し、天兒屋命の孫天種子命、天神の壽詞を奏し、宇摩志麻治命、布都主大神を殿内に齋ひ、又天香の瑞寶を以て天皇の爲めに鎮め祭りたり。

○四年二月二十三日靈時を鳥見山中に立て、皇祖天神を祭り給ふ。又偏く群神を祭て其恩費に答へ奉れり。

第十代崇神天皇

○六年疫病起り人民死する者多し、天皇之を憂ひ、齋部氏をして石凝姥ノ神、天目一箇神の齋を率ひて鏡劔を摸造して護身の御璽と爲し、仍て磯城神籬を倭ノ笠縫邑に建て、神鏡靈劔を遷じ、天照大御神を豐鍬入姫命に託し奉り、倭大國魂神を淳名城入姫命に託して齋ひ祭りしめたり。

第十一代垂仁天皇

○七年十一月八日大田々根子をして大物主大神を祭り、市磯長尾市をして大國魂神を祭りしめ、終に天社國社を定め、又神戸神地を定めたり。
○二十五年三月十日皇女倭姫命をして天照太神を奉して祠を伊勢渡邊に建て、齋宮を五十鈴川上に興つ。

第二十一代雄略天皇

○二十二年九月丹波國比沼の眞奈井に坐す御饌都神等由氣大神を迎へ、度會神主の遠祖大佐々命をして伊勢國度會郡山田原新宮に移し祭りしめぬ。

第三十三代推古天皇

○十五年二月九日詔を下して天神地祇を拜し祭りしめ給ふ。

第三十六代孝德天皇

○大化元年六月十九日石川磨の奏を聽きて、使を尾張美濃に遣はして、神供の幣を課し、先づ神祇を祭りて後ち政事を議し給ふ。

○此代に伊勢大御神の神縣二十郷を割きて、度會及ひ竹村に屯倉を立て、山田原に神宮の御厨を造り、神祿司中臣香積連須氣を以て大神宮司とす。

第四十代天武天皇

○二年四月大來皇女を泊瀬の齋宮に居らしめ、身を潔めて後、十月に至り神宮に侍せしむ。

○秋八月三日忍壁の皇子を石上神宮に遣はして神寶を整理す。

○九年正月幣帛を諸神祇に頒ち、畿内諸國に詔して天社國社の神宮を修理せしめ、夏皇祖の御魂を祭り、秋天下をして大解除せしむ。

○十三年九月伊勢二所大神宮の神寶使を發遣し、これより二十年毎に神殿及び門垣を造るの制を定む。

○朱鳥元年六月十日皇宮に在りし神劍を尾張熱田社に還し納め、兼て社守神主を置く。

第四十四代元正天皇

○養老二年詔して大寶命を増損す、神祇の令制これより大に備はれり。

第四十五代聖武天皇

○神龜四年豐前守佐郡菱形山の八幡神に神宮を造り廣幡八幡大神宮といふ、宇佐八幡宮是なり。

第四十八代稱徳天皇

○神護元年和銅の年藤原不比等が鹿島神を春日に移し祭りし神社に神封を寄せ、尋て香取牧岡三神を合せ祀る所謂春日神社是なり。

○二年伊勢神宮及び諸國の大社に神宮寺を建つ、これより神佛愈々混淆す。

第五十一代平城天皇

○大同元年神職忌部中臣の争あり、因て其職分を定む。

○全三年三月齋部廣成神道の衰頹を憤りて古語拾遺を編し之を上つる。

第五十二代嵯峨天皇

○弘仁元年有智子内親王を以て賀茂神社の齋院とし給ふ、これ賀茂齋院の始なり。

○全三年祭祀の散齋の制を定め、神社修造の制、住吉香取鹿島社二十年造營の制等を定む。

第五十六代清和天皇

○貞觀元年春詔して天下諸國二百六十七社の神に階を進め位を授け奉り、秋畿内水分山口等四十五社の神に幣を奉て風雨を祈らしめたり。

○全年僧行教が請に依り、勅して石清水社を建てしむ。
第五十七代陽成天皇

○元慶元年詔して、正税を以て神寺諸家の封戸庸に充て、全年中臣齋部を諸道に分遣して、幣を境内の天神地祇三千一百三十四神に班ち奉る。

○全三年住吉神財帳を造らしめ、爾後國司神主相共に神財を檢定し、子細に勘録し、遷替毎に必ず三通を造り、一は官に、一は國に、一は社に置き、依て恒例と爲す。

第六十代醍醐天皇

○昌泰元年冬勅して、五畿七道三百四十社之神に位各一階を授けしむ。

○十四年三善清行意見封事を上り、中に祭祀を嚴にせんことを請ふこと詳かなり。

第六十二代村上天皇

○天曆元年民間祠を北野に建て、右大臣菅原道真の靈を祭り、天滿天神といふ。

第六十八代後一條天皇

○萬壽二年華山院の皇孫源朝臣延信を以て神祇伯と爲す、是より子孫世々相承けて其職を襲ふ。

第七十五代崇徳天皇

○大治二年神祇官八神殿焼く、藤原敦光、全實行、全宗忠等神儀の廢頽を論じて、之か復舊を建言す。

第七十八代二條天皇

○永曆元年春後白河法皇日吉社に幸し、冬熊野社に幸し、終に熊野日吉社を東山に遷し、祭り玉ふ、此年石清水行幸の用途足らず、秋漸く之を行ふ、又大神寶の役夫を畿内に徵するに、集まる者僅に三十人、神祇道大に衰ふ。

第八十代高倉天皇

○承安二年平清盛其崇むる所の安藝嚴島神を祭り、幣帛盛也。

○治承二年中宮御産の故を以て、諸大社に奉幣し、神樂を奏す。

第八十二代後鳥羽天皇

○文治元年春幣を伊勢、石清水、賀茂に捧けて、平氏を滅し、神器を還し奉ることを祈らしむ、尋て二十二社に奉幣す。

○當時神社修造の功成らず、神祭の禮典行はれず、源頼朝大政を視し、より神祇政事皆關東に出て、朝廷行ふ所の祭事、纒かに恒例行事に過ぎず。

○建久元年諸國地頭等造伊勢太神宮役夫工米を對捍するを以て、關東に勅して之を責む。

○此後頼朝手書を常陸に下して對捍の事を責む。

○建久二年石清水社司等本社別宮領周防遠名莊に亂入し、神人を傷け神稅を抑留する者あるとを訴ふ、依て關東に勅して之を禁す、當時諸國武士神祇を敬ふことを知らざると概ね此の如し。

○全四年伊勢石清水等十二社に使を遣し、幣を奉て疱瘡天變の熄むを祈る、宣命文中に神道佛界に祈るの語ありて大に論難あり、これより僧徒神威を假ると、

第八十四代順德天皇

○建曆二年詔して神祇道復興の事を令す、又當時の弊害をも遏めしむ。

第八十七代後嵯峨天皇

○寛元元年關東令を諸國に下して大嘗會用途の未濟を徴さしめ、三年令を西國に下して諸社神職等事を神威に寄せて、領家地頭の地を管領し、民の煩を爲し訴を致すことを停めしむ、二月神事興行の儀あり、されど其事よく行はれず天下神社大に衰ふ。

第九十代龜山天皇

○弘長元年關東頗る神事を興すの志あり、終に令を下す

○文永五年蒙古好意求む、異圖あるにより其使を却け、賀茂社に祈り、二十二社に奉幣し、宸筆宣命を伊勢太神宮に奉り、天皇石清水宮に行幸したまふ。

第九十一代後宇多天皇

○即位の歳石清水に行幸し、幣を十六社三社に奉り、又種々の御祈を始め玉ふ、此冬靈現あり、賊船悉く沈む。

○建治弘安の年愈々諸社に奉幣し、元寇悉く熾く、當時神名帳に載る所三千七百五十餘社。

○永仁元年伊勢風社の號を改めて宮號を奉り、官幣に預らしむ、蓋し弘安の報案なり。

第九十六代後醍醐天皇

○元應元年諸公卿に勅して神事の興行を議せしむ、而して後着々實行あり、

○元弘の年立川流神道始まる、又大僧正慈遍舊事玄義十卷を作り神佛を混淆す

○此年間源親房の元々集、二十一社記、神皇正統紀出で、度會家行の類聚神祇本源

出て尋て正平の末年忌部正通の神代口訣出つ、

第百二代々後花園天皇

○長祿三年八月二十一日幕府令して諸關を撤し、更に關を入京の七路に置き、其税錢を以て太神宮造營費に充つ、

○寛正二年八月二十二日太神宮及び男山八幡宮以下八所の船を除くの外、税錢を納れずして兵庫を以て關を過ぐることを得ず、

第百〇四代後柏原天皇

○永正八年卜部兼俱薨す、此人唯一神道を大成す、

第百〇六代正親町天皇

○天正三年卜部兼右神祇正宗を撰す、

第百〇七代後陽成天皇

○慶長元年九月二十五日伊勢法度定まる、

第百〇八代後水尾天皇

○元和三年七月六日伊勢法度再ひ定まる、

○寛永五年八月一日鶴岡八幡宮法度定まる、

○全十年六月十三日伊勢法度條々亦定まる、

○全十二年七月二十八日伊勢法度重ねて定まる、

○此年寺社奉行を置く、

第百十代後光明天皇

○度會延良、此時大に外宮の神道を祖述して爲め多くの著書を出す、

○承應元年祇園社を造る、全年寺社叢參來を定む、

全三年東嶽山法度定まる、

第百十一代後西院天皇

○明暦元年九月十七日光山條目定まる、

○万治元年伊勢西宮火く、翌年江戸山王御條目定まる、

此年間林道春、本朝神社考、神道傳授を著はし、白井宗因、神社啓蒙神社便覽を著はす、

第百十二代靈元天皇

○寛文四年久能山條目定まる、翌五年諸社禰宜神主法度、諸宗寺院法度定まる、全八年堂社客殿作事之制を定む、全十一年伊勢神宮法度定まる、

○延寶四年六月羽黒山條目定まる、此年間山崎闇齋垂加神道を唱へ尋て跡部良顯、卜部安崇等の高弟相承けて師の説を祖述す、

第百十五代櫻町天皇

○元文元年吉見幸和の五部書説辨出て、全三年に荷田在滿大嘗會の儀式を調査して全便蒙を作る、

第百十七代後櫻町天皇

○明和年間賀茂真淵の國意考出で本居宣長の直毘靈出づ、

第百九十二代光格天皇

○享和文化の交より神儒間に爭論起り、沼田順義級長戸風を著はしてより一層論戰を高む、

第百二十代仁孝天皇

○天保元年伊勢大火あり、參宮者衆し、

○此年間に賀茂規清烏傳神道を唱ふ、

第百廿一代孝明天皇

○嘉永二年三年井上正鐵黒住宗忠相次いて死す、皆新神道の組織者なり、これより一本教、禊教榮ふ、

○万延年間より平田篤胤の佛敎攻撃、俗神道排撃最も盛にして、専ら復古神道を唱ふ、

○此年間に六人部是香神道發揮の爲めに大に力を盡す

第十一章 歴世の神勅

歴世の神事は前章の如くなるか之と全時に世々敬神の勅語は下れり、今其中の重なるものを掲げて其一班を示す所あるへし、

第一代神武天皇四年二月

郊祀詔

詔我皇祖之靈也、自天降監光助朕躬、今諸虜已平、海内無事、可以郊祀天神、用申大孝者也、

第十代崇神天皇七年二月

卜筮詔

詔昔我皇祖大啓鴻基、其後聖業逾高、王風轉盛、不意今當朕世、數有災害、恐朝無善政、

敬 神 の 蹟

取答於神祇耶。盡命神龜以極致災之所由也。

神祇

第十一代垂仁天皇二十五年二月
詔曰我先皇御間城入彥五十瓊殖天皇惟啟作聖欽明聰達執謙損志懷冲退糾繆機
衡禮祭神祇剋日勤躬日慎一日是以人民富足天下太平也今當朕世祭神祇豈得有
怠乎

第卅三代推古天皇十五年二月

祭祠神祇詔

朕聞之曩者我皇祖天皇等宰世也踴天踏地敦禮神祇周祠山川幽通乾坤是以陰陽
開和造化共調今當朕世祭祀神祇豈有怠乎故群臣為竭心宜拜神祇

第四十二代文武天皇大寶二年七月

詔伊勢太神宮封物者是神御之物宜准供神事勿令濫穢又在山背國乙訓郡火雷神
每早祈雨頻有徵驗宜入大幣及月次幣例

第四十五代聖武天皇天平四年七月

詔曰經春亢旱至夏不雨百川減水五穀稍凋實以朕之不德所致也百姓何罪熇蒸之

甚矣宜令京及諸國天神地祇名山大川自致幣帛云々
第五十四代仁明天皇承和三年七月

奉幣名神勅

勅方今時屬西成五穀無穗如有風雨愆序恐損秋稼宜令畿內七道諸國奉幣各神稷
災未萌其幣帛料用正稅長官率僚屬自親齋戒祭如神在必致徵應

全 承和三年十一月

遣僧諸國神社讀法華經勅

勅護持神道不如一乘之力轉禍作福亦憑修善之功宜遣五畿七道僧各一口每國內
各神社令讀法華經一部國司檢校務存潔信必期靈驗

全 承和五年七月

奉幣伊勢太神宮祈稔勅

勅從彼青春修此朱夏雲膚屢興雨液應候穠畝之苗秋稼可期宜奉幣帛於伊勢太神
宮以祈成熟

全 承和七年四月

修造神社勅

世 歴 の 神 勅

敬神如在視民如子國幸能事古今通規是以屢施條章觀彼治道而吏垂公平民苦疾疫年穀不登飢饉荐臻論之政迹理合懲肅天事之則憚人之情也宜更下知五畿內七道諸國改旣往之怠成方來之勤巡行所部修造神社禰宜祝等若有怠者解却決罰一依前格年中修造之數別錄言上若三年之內遣使覆檢猶有破壞者國司郡司科違勅

全 罪 承和七年六月

奉幣各神豫防風雨勅

勅頃者澍雨頻降嘉穀滋茂如有風災恐損農業宜令五畿內七道諸國奉幣於名神防風雨焉

全 承和十二年五月

祈雨勅

勅比者涉旬不雨新苗將燥時當播殖恐妨農業而今嘉雨稍降井邑赴農不知畿外之國如渥潤何宜仰五畿內七道諸國奉幣於名神兼每社零令祈甘雨若有雨降過度應致淫復須奉幣祈止如初儀

全 嘉祥二年二月

應疫勅

勅頃來染疫之人往々死亡夫護防之時實賴冥威存濟之方亦期梵力宜令五畿內七道諸國奉幣名神兼復於國分二寺及定額寺一七箇日晝轉經王夜禮觀音如法修行必有靈感

第五十六代清和天皇貞觀三年六月

詔伊勢國司并大神宮司

宣詔豐受宮禰宜正八位上神主河繼內宮大內人外從八位下神主真雄全宮副大內人外少初位下神主伊勢雄等一祖之後分爭歷年或告冒名或云假姓尋其端緒互有是非竝須摘其疵瑕正其罪法然而事行曩代答在先民既似疎遠誠非奸伏加以發覺以來多經恩蕩神主全職子孫相仍稽之律條既非還正之類求之圖系猶見全姓之因所諱之弊全自先祖而發實非末孫之過周道如砥既往不咎况秋蘭已厭國憲有常所犯事條非可追究宜令共保所帶之姓依舊得供神事但聞河繼等各依私事互欠神事須准法式重其科費此段別從在宥之義以崇一切之恩

神社修造勅

勅去年七月二十五日頒下五畿并伊賀伊勢志摩遠江相摸上總等國云鎮護國家消
伏災害尤是敬神祇欽祭禮之所致也是以格制頻下警告懇懇今聞諸國牧宰不慎制
旨專任神主彌宜祝等令神社破損祭禮疎慢神明由其發崇國家以此招災今欲令諸
社一時新加華飾而經月餘年未有修造宜早加修飾勿致重怠

第百廿二代今上天皇明治元年十月

水川神社ヲ武藏國ノ鎮守ト爲ス詔

詔崇神社重祭祀皇國之大典政教基本然中世以降政道漸衰祀典不舉遂馴致綱紀
不振朕深慨之方今更始之秋新置東京親臨視政將先興祝典張綱紀以復祭政一致
之道也乃以武藏國大宮驛水川神社爲當國鎮守親幸祭之自今以後歲遣奉幣使以
爲永例

全 明治三年正月三日

神靈鎮祭之詔

朕恭惟大祖創業崇敬神明愛撫蒼生祭政一致所由來遠矣朕以寡弱夙承聖緒日夜
怵惕懼天職之或虧乃祇鎮祭天神地祇八神暨列皇神靈于神祇官以申孝敬庶幾使
億兆有所矜式

全 皇靈遷座之詔 明治四年九月十四日

皇靈遷座之詔

朕恭ク惟ミルニ神器ハ天祖威靈ノ憑ル所歷世聖皇ノ奉シテ以テ天職ヲ治メ玉
フ所ノ者ナリ今ヤ朕不逮ヲ以テ復古ノ運ニ際シ恭ク鴻緒ヲ承ク新ニ 神殿ヲ
造リ神器ト列聖皇靈トヲコニ奉安シ仰テ以テ萬機ノ政ヲ視ントス爾群卿百
僚其レ斯旨ヲ體セヨ

全 明治九年十二月廿七日

伊勢神宮へ大勳章奉安ノ詔

朕曩ニ勳章ノ典ヲ定メ旭日大綬章以下八種ノ章飾ヲ造ル今又大勳菊花大綬章
及菊花章ノ二種ヲ制シ以テ獎勵ノ道ヲ擴メントス依テ前ノ八種ヲ並セテ之ヲ
祖宗ノ廟ニ納メ永ク國家ノ型典トス汝有司其斯旨ヲ體セヨ

第七 神職の事

第十二章 神職沿革一斑

前章の如く神祇祭祀の事、歴代の朝廷幕府に於て營まれ、世の治亂に伴ふて時に盛衰ありしと雖も、國民神拜の意は毫も欠くる時なかりしなり。されば今少しく方面を變へて、朝廷幕府に於ける神職の沿革を尋ねんに、かの上代神祇官か二官八省一臺の上班に位して、其地位を保つや、實に祭政一致の樞府として存したりしなり。即ち其長官を伯といひ、官事を總判する大副小副各々一人ありて、伯を補佐し、大祐小祐各々一人ありて、官内を糺判し、又文案を番置し、得失を稽へ、曲直を知ることを司りき。尙ほ大史小史といへる書記各々一人あり、其下に三十人の神部、二十人の卜部、三十人の使丁、二人の直丁ありて、庶事を分掌せり。

今神祇令を按ずるに神祇官の掌る所は、(一)天神地祇の祭祀、(二)祝部神戸の名籍、(三)大嘗(四)鎮魂(五)御巫卜兆、以上五大事なり。蓋しこれ本邦特殊の國体より發し、所謂祭事に本つきて政令を布き玉へる故に、かく國家政府の頂上に神祇官を置き、其秩序階級を保たれしものなり。

されば神祇官はまた、若位の繼承をも明かにする所として存し、天神地祇は常典によりて神祇官之を祭り、天皇の即位には天神地祇を祭り、散齋一月致齋三日、其大幣は三月の内に修理し了り、又天皇踐祚の日、中臣氏天神の壽詞を奏し、忌部氏神璽の鏡劔を上りたり。これ天皇の御位は正しく天神の御授受なることを明かにしたる者にして、即ち前章に述べ來りし沿革によりて、其全豹を察すべきなり。

上古の神事はかく神祇官ありて神聖に營まれしが、後の幕府の興起と佛法の隆盛とによりて、祭神の事稍と疎略なるを免れざりしも、然も延喜式に則りて、代々鄭重に神事を修したり。北條氏か制定したりし貞永式目五十一條の條目中にも、神事を第一に定め、左の如く尊敬の意を表せ

一 神社を修理し祭祀を専らにすべき事

右神は人の敬に依り、威を増し、人は神の德に依り、運を添ふ。然れば即ち恒例の祭祀、陵夷致すべからず。如在の禮、眞意情せしむる莫れ、茲に因り關東御分の國々並に庄園に於ては、地頭神主等各々其趣を存し、精誠を致すべきなり。兼て又有封の社に至りては、代々の符に任り、小破の時且く修理を加へ、若し大破に及ばば、子細を言上し、其左右に隨ひ其沙汰あるべきなり。

これ一意舊慣古式を遵守すべきを令せしものなり、爾來足利氏に至りても此貞永式目に倣ひて萬事を處理したれば、神事の如きも殆んど古格を守るに過ぎざりき、而も其後戰國の代に至りて諸事廢頽せしが、江戸幕府の開くるに及びて、早くも神社の事は、保護監督の下に整理せらるゝに至れり、公武法制應勅十八箇條の中に曰く、

(一) 倭朝天神地神十二代天照大神宮國政明白而して神代より傳へ玉ふ處の三種神器は天子四海萬民撫育の爲めなり云々、三種の神器御守第一の事、
(四) 往昔帝王勢州熊野神社佛閣に行幸あり、畢竟萬民の煩を正し玉ふ所なり、王臣政道を改めて武官政道を預り奉る、若し知らざる時は將軍の誤たるべき也云々、

(三) 尾張兩家國役相除き申候へば勢州天照太神宮日本國開闢の總社なり、二十一年目の遷宮は國家安全、天下泰平五穀成就を守りの例なり、故に右遷宮の檢は兩家より領山の木を伐り出し、遷宮滞りなきやう、主年毎に相勤め申すべし、尤も尾州紀州相互に相代り相代り勤むべく常々山木に心掛けよ、

(七) 日本國中制札の事、神社奉行名前を以て國中萬民を教ゆべし、國中人數相集候

事、神社奉行判物を以て呼び出すべし、神社奉行判物これなき時は勅命嚴命なりども人差出申さず古例を以て社人寺院の決斷致すべし、

是等條々の如きは江戸幕府に於て總て責任を帯ひて天下の政令を代り行ふもの皆社會の整理を急げる蹟を認むべきなり、

公武法制かくの如し、されば、信教の點に於て耶蘇教を除くの外神儒佛とも並べ行はしめ、神官僧侶儒者皆自由の下に道義を言ふを得たり、神社佛寺に關する條々に曰く、

一 儒と神道と釋と其品は區別すれども善に導き惡を罰するに過ぎず、其所見に隨ひ之を宗とし之を旨とす妨げざる所なり、然れども議論に於ては堅く停止すべし、我往昔を見るに天下の不言なり、

一 寺社山伏等は優民たりと雖も往古以來四海の内無かるべからざるものなり、或は繼席或は位階等に於て相争ひ敗訴に及ぶあれば是れ又天下の不吉例なり、仍て條規を立て決斷所へ之を指出し、之を評定せしむ、然れども勅願所に於ては私意に任すべからざること、

一 吉凶禍福は天理自然に任すべし、必ずしも知計を廻らし願求めて致すべから

ざるごと

かく自由の範圍に於て神儒佛を許せしも、我國民としては第一に敬神の大道を奉して國体の存する所を知了すべしと諭せしは、亦古來の舊慣に基きしものなるを察すべし、百箇條別書中に曰く、

一天元社職の總件は本朝の古例として神官二位殿之を司る、然れども武官天下の式法に遠ふものあれば痛く之を罰して猶豫すべからざるごと

一自他身を神國に受くる者儒釋仙道等の外國の教を以て之を先きにし之を専らにせば、則ち暫く我が主人を聞き忠を他人の主に勵むが如し、是れ本を失ふの理にあらすや、此間に於て用捨辨詳かにすべし、其餘幻惑呪術の道は必ずしも好み用ゆべからず、又強ひて廢すべからざる事、

此文字の如きは一意國体を奉戴するものといふべし、かゝる監督保護の下に徳川三百年の神事を扱ひ來りしものたるなり、敬神の大道古來變らざるごと、炳として日月の如し、

第十三章 神職の名稱及職掌

神祇官の職掌及び革職の沿革は前段述べたる如し、これより神職の主要なるも

のに就いて、少しく由來及び職分を記す所あるべし、

(一) 齋宮 齋宮とは天皇即位し玉へば、内親玉の未だ嫁し玉はざるを選びて、伊勢太神宮に仕へ奉らしめ給ふをいふなり、若し内親王ましまさねば世次に

よりて諸王の女子を簡ひ、卜定て齋王に立て給ふ、これ神宮を崇敬し玉ふの故を以てなり、此起源は崇神天皇の代にありしこと既に記せる如くなるか、土御門院の承和二年後鳥羽院の皇女肅子内親王にて斷絶し、後亦後宇多院の皇女輝子内親王にて斷絶せり、

(二) 齋院 天皇即位したまへば、皇女を以て鴨大神宮の齋院を定め、其卜定むる

こと上の如くし、伊勢を齋宮といふ如く鴨社に仕ふるを齋院と號するなり、嵯峨天皇の弘仁年中、有智内親王に始まり、土御門院の承元二年後鳥羽院の皇女禮子内親王立ち玉ひて後斷絶せり、

(三) 伯 伯は神祇最上の職にして白川の家代々此職を奉せり、而して敕許なき

中は源姓を賜けりて伯職、敕許ありて王氏に復し神祇伯某王と稱する也、此職昔は諸氏混して任し、又大中臣氏之に任せしか、花山院の御子彈正尹清仁親王一度此職に就きてより、世襲して他人之に任せざるごとくなれり、伯の

- 次に神祇大副、少副並に權官祐史以下大少の官あり
- (四) 祭主 神宮棟梁の職にして藤波の家此職を世襲す
 - (五) 大宮司 伊勢、熱田、鹿島、宇佐、阿蘇等の神宮棟梁の職なり、而して伊勢にては祭主の次なり、是も亦譜代職なり、伊勢にてはオホミヤツカサと稱し來れり、又小宮司といふ職もあり
 - (六) 神主 一社の上首なり、勅許の職なり
 - (七) 社務 神主に全じ
 - (八) 長官 伊勢、禰宜の上首といふ
 - (九) 大内人 神宮の神職なり
 - (十) 大物忌 大内人に全じ
 - (十一) 禰宜 勅許の職なり、私に禰宜神主と稱することは本式にあらす、一社の私にして公事にあらす
 - (十二) 祝 禰宜と全じ
 - (十三) 國造 國造は今の所謂國の守なり、出雲國杵築の神主、紀伊國日前宮の神主は則ち其國造なり、件の兩社の神宮を久しく國造と稱せり

- (十四) 忌火 大和國三輪社の神主、近江國三上社の祝、堅く火を忌みてつひに他人と全火せず、其所に之を稱して忌火といふ
- (十五) 別當 社によつて別當の職あり、石清水などにあり、又社によりて檢校、職掌人など云ふ號あり
- (十六) 預 正の預り、權の預りなどいふ職是なり、石清水、春日社等にあり
- (十七) 社司、社家 神官の總號なり、但し職にあづかるべき神官は社司と呼び、職にあづからざるは社司と呼ぶ事なしと
- (十八) 氏人 職にあづからざる神官なり
- (十九) 子良子 伊勢神宮に仕ふる女官なり、神樂又は御饌調進の事にあづかる、或はいふ子良子は御女命より始まると
- (二十) 忌子 山城鴨神社にある女官なり、社司等の女子を以て之に補す
- (二十一) 物忌 常陸鹿島神宮にある女官なり、殿内の事を掌りて神官等の上首なり、此職を立つる卜定の事あり、而して伊勢の神官に物忌といふあり、各別なり
- (二十二) 巫 カンナギ一殿、幾禰 神樂の舞姫なり、亦八乙女、神樂乙女などいふ、湯立をつ

とむるを湯巫といふ所によりて之を一殿といふ、八乙女といふは巫八人つとむる事あり、之をいふとも言へり、又幾禰といふも巫の事なり、

(三) 神樂男 神樂の事に預る役人なり、五人の神樂男といふは八乙女といふに對してなり、

(四) 禰オトコミコ 男子にして湯立をつとむる役人なり、

(五) 宮仕ミヤジ 薙髪して社につかふるものなり、日吉、祇園、北野等にあり、

(六) 社僧シヤソウ 官僧 釋氏にして社の事に預る僧なり、多くは神宮寺を預りしものなり、

(七) 社人シヤジン 神官の總號なり、

なり、

(八) 神部カンベ 社人に全し、神代卷に吉備神部とあり

(九) 下司ゲシ 下部の神役人なり、

(十) 神人カミジン 下司に全し、又神戸などにある役人をもかくいふ、

(十一) 下神人ゲカミジン 下部の神役人なり、

以上は神官の總てを註釋したるものなり、尙ほ神官が奉幣使以下の使者に立つ時は種々の名あり、

- (一) 例幣使 例年幣使を向けらるゝをいひ、九月十一日神嘗祭の勅使をいふなり、
- (二) 宇佐使 上古は何事をも宇佐に問はしめ、爲めに勅使を立てたり、之を宇佐使といふ、後、男山に御鎮座ありてより常に男山へ告げ玉ひて宇佐は御一代に一度の使と爲れり、
- (三) 近衛使 鴨の禊祭に近衛の次將を使に立てらるゝをいふ、左近衛、右近衛年々に代りて參向せり、和州春日社二季の祭にも近衛使等あり、
- (四) 官幣使 某々の神社へ幣を奉り給ふ勅使を凡て官幣使といふなり、
- (五) 稜穗使 大嘗會の時御占にあたりたる田の稻穗を取らしむる使をいふ、神祇官人の内長上官主とて兩職の人執行する事あり、是は卜部家一流の重職なり、
- (六) 長奉送使 齋主群行の時伊勢まで送り奉つるを長奉送使といふ、
- (七) 御前勅使 齋主御禊の時河原まで供奉する勅使を御前勅使といふ、前掲の如く神職の名は世を経るに従ふて愈々其數を増すに至れり、

第八 神祭の御事

第十四章 祭祀一班

神社諸國に建營せられ、祭神の儀式一定してより、所謂神祇の階級なる者従て生し、爲めに諸社の由來を述べたることは前章の如し、今又こゝには大祀、中祀、小祀の區別を示して、少しく祭神の儀式の一斑を示さんとす。

神祇令に云、凡そ一月の齋を大祀とし、三日の齋を中祀とし、一日の齋を小祀とす、これ日限に關する區別なり、之を諸社の區別に看るに、延喜式に云、凡そ踐祚、大嘗會を大祀とし、祈年、月次、神嘗、新嘗、賀茂等の祭を中祀とし、天忌、風神、鎮花、三枝、相嘗、鎮魂、鎮火、道饗、國韓神、松尾、平野、春日、大原野等の祭を小祀とすと、大概をトすへきものなり、又奉幣の事に就ても、それの區別あり、由、奉幣といふは即位又は大嘗會あるべき由を伊勢太神宮へ官幣使を向けて告げ申さるゝをいひ、古は神祇官に行幸ありて幣使を立てられたり、又一社奉幣といふは伊勢太神宮へ官幣使を向けらるゝをいひ、七社奉幣とは上七社の神に官幣使を向けらるゝをいひ、例幣とは毎年九月太神宮へ幣使を向けらるゝをいひ、昔は上卿、王氏、中臣、卜部、齋部

の四姓、其外役人、神祇官に參向ありて、事行ひて後、各勢州へ下向ありしなり、又四度、幣とは祈年祭、月次祭、兩度、新嘗祭をいひ、祈年穀の奉幣とは二月七月の二度吉日を撰んで、二十二社に奉幣せらるゝをいふなり、今便宜により、項を分て、大、中、小祀の一斑を叙ふべし。

(一) 大嘗祭 又大嘗會ともいふ

天子御一代に一度の大祭なり、即位ありては必ず是あり、即位七月以前なれば、當年行せらるゝ、又八月以後の即位なれば、明年行せ給ふ、悠基、主基の兩神殿をかまへて、悠基殿にては天神を祭り、主基殿にては地祇を祭る、天子御手づから神膳を備へ進らせらるゝなり、事は延喜式に見ゆたり、重き御傳授の事共ありとなり。

(二) 新嘗祭 又新嘗會ともいふ

十一月中の卯の日に行ふ、此祭は當年の新穀を諸神にたてまつり給ふ祭也、新嘗祭に預り給ふ神社神名帳に見ゆ、用明天皇四月より始まり、毎年之を行はせらるゝ、今は十一月廿三日なり。

(三) 相祭嘗 又相嘗會ともいふ

(四) 神嘗祭 十一月上旬の卯の日七十一座の神を祭る、
九月十一日太神宮の例幣、これ神嘗祭なり、今は十月十七日に行はせらる、

(五) 神衣祭 四月九月兩度なり、四月には夏の御衣を織りて奉り、九月は冬の御衣を織りて奉つる、伊勢太神宮の神服を供進する祭なり、今は絶ゆき、

(六) 祈年祭 二月四日太神宮を始め三千一百三十二座の神を祭り、豊年ならんことを祈りもとむ、天武天皇四年二月に始まる

(七) 鎮花祭 大和國狹井社にあり、此社今は断絶

(八) 鎮火祭 三月にあり、疫を鎮むる祭なり、春花の散る比、疫神分散して人をわづらはすを鎮めん爲みに此祭あり、宇多天皇寛平九年三月七日に勅ありと始まる

(九) 鎮魂祭 六月晦日に行ふ、火災を防ぐ祭なり、今なし
十一月中の寅の日に行はる、二おれは初の寅の日之を行ふ、東宮中宮にも行はるゝなり、御神樂よりも夥しき事といへり、此祭今は絶えたり、魂しづめといふは魂散すれば人死す其魂をしづめ護れば、壽命長遠なるによりかく名つくど、

(十) 三枝祭 大和國卒川社にあり
四月此祭あり、三枝の花を折て酒樽にかざる、故に三枝祭といふなりと、

(十一) 道饗祭 六月晦日に行ふ、疫神を鎮むる祭なり、

(十二) 畿内十箇所疫神祭 (1)山城と近江の界、(2)山城と丹波の界、(3)山城と攝津の界、(4)山城と河内の界、(5)山城と大和の界、(6)山城と伊賀との界、(7)大和と伊賀との界、(8)大和と紀伊との界、(9)和泉と紀伊との界、(10)攝津と播磨との界、以上十箇所なり、

(十三) 風神祭 二座龍田社に行ふ、四月七月兩度にあり、五穀成就の爲めなりと、

(十四) 祈雨止雨祭 八十五座神に奉幣して祈禱す、就中大和丹生川上の神社、山城貴布禰の神社へは、諸社の料物の外に馬一疋宛を添えて奉らる、

(十五) 月次祭 六月十二月、十一月兩度なり、太神宮以下某々の社に奉幣す、弘仁年中に始まる、今は絶ゆ、

(十六) 三節祭 兩度の月次祭と九月の神嘗祭とを並せて、かくは伊勢神宮にて稱するどぞ

(十七) 臨時祭 定式の外官幣を以て祭らるゝをいふ、

(六) 冬季祭 山城鴨上下神宮にあり

更衣の神事なり、下の神宮は十月、上の神宮は十二月にあり、四月葵祭の日殿内の御装束等を夏の御装束に更め奉るを、當月又冬の御装束に更め納むるをいふなり。

(七) 御蔭祭 山城高野里にあり

四月二の午の日なり、御蔭社は下鴨の攝社なり。

(八) 葵祭 上下兩賀茂の神宮に行ふ、四月二の酉の日なり、元祿七年より再興すと。

(九) 常陸帶祭 鹿島神宮にあり

正月十日に行ふ、常陸帶といへる神寶鹿島神宮に傳れり、毎年寶藏より出して神事を行ふと。

(一〇) 帥靈祭 鹿島神宮にあり

七月七日に行ふ、神靈とは鹿島の御神の御劍なり、毎年寶藏より出して神事を行ふ。

(一一) 筑摩祭 近江國坂田郡筑摩郡にあり

四月朔日に行ふ、故事今に遺れり、拾遺集にあふみなるつくまのまつりはやせなんつれなき人の鍋のかずみん

(一二) 直會祭 尾張國中島郡國府宮にあり

正月十一日往來の人を捕へて神事を行ふと云ふ。

(一三) 宇賀神祭 福縁幸を祈る神事の行法なり。

(一四) 子祭 十一月子の日大黒神を祭る。

(一五) 北斗七元祭 北斗の星を祭る行事なり。

(一六) 星祭 年星を祭る行事也、節分の夜之を祭ると。

(一七) 招魂祭 人死する時魂散す故に魂をかへまもどづくる祭なり。

(一八) 荒神祭 竈神を祭るにあらず、人の身体に備はる神あり、此神荒るゝ時は必ず病を生じ災至る、故に之を祭ると。

(一九) 地鎮祭 安鎮祭、居宅を建つる時其土地を祭ると。

(二〇) 日待 日天拜と云、月待月天拜と云

(二一) 庚申待 庚申の日晝の申刻より始め、夜の寅刻に至る、七刻の間を待て猿田

(一) 彦大神を祭る、

放生會 男山八幡宮にあり、

八月十五日之を行ふ、元正天皇養老四年九月外賊來襲の時、八幡宮の御神力によりて退治す、後神託ありて此會を始むと、

(二) 御靈會 山城京都にあり、

紫野今宮の御靈會五月九日、

出雲路八所の御靈會五月二十日、

祇園社の御靈會は六月十六日、

(三) 御弓神事 諸社多く正月に行ふ之を御結とも奉射の神ともいふ、

(四) 御粥神事 河内牧岡社にあり 正月十五日神供所に於て小豆の粥を煮て年穀の吉凶を占ふ、之を五穀吉凶の粥といふと、

(五) 年賀神事 攝津住吉社にあり、

毎年二月祈年祭、十一月新嘗祭、兩度此神事あり、俗に土の餅祭と云、神功皇后津守神主の祖田蒙見宿彌に勅して之を行はしむと、

(六) 日之小宮神事 近江國多賀社にあり、

十一月二の午の日多賀社東北の一里許栗栖といふ所の社に多賀大神神馬に乗して神幸あり、神官等騎馬にて御銚を持って供奉すと、

(七) 加羅佐手神事 出雲國秋鹿郡佐陀社にあり

十月に神事あり、此社は伊弉諾伊弉册二神の鎮座也と、

(八) 和布対神事 長門國赤目關波夜度毛社にあり

十二月晦の夜丑の刻潮の退くを待ち、神官海底の海布を茹りて、明る元朝神前に備ふ、故にかく名づく也、

(九) 稻垣神事 大和國三笠山春日社にあり、

毎年二月十一月上の申日上郷参向ありて、神前に着座し瑞籬に稻を掛くるなりと、

(一〇) 御棚昇 全上 二月十一月上の申の日上郷参向ありて、禁裏より供進し給ふ神供を、八脚の机に設けて上郷と辯と是を昇て神前に供進す、辯の参向な

ければ上郷と神主と之を昇て備へ奉る、故にかく名付くとぞ、

第十五章 神祇の職別

○輔佐神

- (一) 月夜見尊
 - (二) 天兒屋命
 - (三) 天太玉命
 - (四) 思兼神
 - (五) 天見通命
 - (六) 天村雲命
- 太神宮天降の時、天兒屋命と共に三神、輔の神僕と爲り、全時に天降す也云々。

○五部上祖神

- (一) 中臣上祖天兒屋命
- (二) 忌部上祖太玉命
- (三) 猿女上祖天鈿女命
- (四) 鏡作上祖石凝姥命
- (五) 玉作上祖玉屋命

神代卷に云、以上五部の神を配侍せしむ。

○三十二神 供奉の神といふ。

- (一) 天香語山命
- (二) 天鈿賣命
- (三) 天太玉命

○五行神

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| (四) 天兒屋命 | (五) 天櫛玉命 | (六) 天道根命 |
| (七) 天神玉命 | (八) 天樞野命 | (九) 天糠戸命 |
| (八) 天明玉命 | (二) 天牟良雲命 | (三) 天神立命 |
| (三) 天御蔭命 | (四) 天造日女命 | (五) 天世手命 |
| (六) 天斗麻禰命 | (七) 天背男命 | (六) 天玉櫛彦命 |
| (元) 天湯津彦命 | (八) 天神魂命 | (三) 神三降命 |
| (三) 天日神命 | (三) 天乳速日命 | (四) 天八坂彦命 |
| (五) 天活玉命 | (六) 天少彦根命 | (七) 天事湯彦命 |
| (六) 天表春命 | (元) 天下春命 | (八) 天月神命 |
| (三) 天伊佐布魂命 | (三) 天伊岐志爾保命 | |

○風神

- (一) 木神 句々 廼智命
 - (二) 火神 軻遇突智命
 - (三) 土神 植安命 又 山姫
 - (四) 金神 金山彦命
 - (五) 水神 罔象女命
- 級長戸邊命 級長津彦命

神 祭 の 御 事

○雷神

神代卷に云、軻遇突智を斬て三段とす一段は之れ雷神と爲る云々。

○山神

大山祇

○草神

草野姫野槌正云、

○海神

少童命

○河神、水門神

速秋津彦神、速秋津姫神 伊弉諾の子と、

○祓神

(一) 瀬織津姫

(二) 速秋津姫

(三) 伊吹戸主

(四) 速佐須良比賣以上中臣

(五) 岐神

(六) 長道磐神

(七) 煩神

(八) 開咽神

(九) 千敷神

(十) 八十柱津日神

(二) 神直日神

(三) 大直日神

(三) 底津少童命

(四) 底筒男命

(五) 中津少童命

(六) 中筒男命

(七) 表津少童命

(六) 表筒男命

(元) 迷玉男

(八) 泉津事解之男

(三) 意富加牟豆美命

○主福神

(一) 倉稻魂命 稚産靈

保食神 全神其名、又五穀神稻荷大神

(二) 御饌津神

(三) 尊女命

(四) 大田命

(五) 大黒大國玉命

(六) 夷事代主命

○竈神

渙津彦神、渙津姫神

○三寶荒神

(一) 神素盞鳴尊 (二) 速素盞鳴尊 (三) 素盞鳴尊

○道祖神、船魂神、鞠神共

猿田彦大神

○和歌神

住吉三神

○ 武神

- (一) 經津主神
- (二) 武甕槌神
- (三) 大己貴命
- (四) 神武天皇
- (五) 宇麻志麻治命
- (六) 道臣命
- (七) 日本武尊
- (八) 神功皇后

○ 軍神

- (一) 大將軍神
- (二) 藤森神

○ 酒造祖神

(一) 酒解神 大山縣神 酒解子神は神吾田鹿葦津姬又木花開耶姬神代卷に云吾田鹿葦津姬卜定田を以て號けて狹名田と云其田の稻を以て天甜酒を醸して嘗之

(二) 豐宇賀能賣神

○ 醫術祖神

大己貴命 少彥名命

○ 神樂祖神

天鈿女命

○ 鏡作祖神

- (一) 天糠戶神
- (二) 石凝姥神

○ 和幣作神

長白羽神 津咋見神

○ 木綿作神

天日鷲神

○ 玉作祖神

玉屋命 天明玉命 櫛玉命 羽明玉命 皆全神別名

○ 服部祖神

天羽槌雄神 天棚機姬神

○ 鍛冶祖神

天目一箇神

○ 番匠祖神

手置帆負命 彦狹知命

○ 笠作祖神

手置帆負命

○盾縫祖神

彦狹知神

○神祇官八神

- (一) 神御日産神
- (二) 高御産日神
- (三) 玉積産日神
- (四) 生産日神
- (五) 足産日神
- (六) 大宮賣神
- (七) 御食津神
- (八) 事代主神

第九 維新後の變革

第十六章 諸國神社の革新並に招魂社の創建

兩部習合の制度因襲年を累ねて諸國神社の祭神稍もすれば其の本迹を誤り全く最初主神の名目とさへ湮滅するに至り祭儀の混雜神式の紊亂擧て言ふべからざる時に當り茲に戊辰改革の沙汰ある亦た止むを得ざるの情勢なりとす之を要するに熊野權現三所の神体は彌陀藥師觀音の三位として延寶九年中に開帳を公行せるも其の主神は全く伊弉册尊速玉之男事解之男の三位と云ひ又は伊弉册伊弉諾の二尊と本宮五十猛命なりと云ひ本地習合の附會杜撰極り無きのみならず終には主神の本体所謂垂跡の神名さへ分明ならざる斯の如きに至れり其の他豐前國に彦山權現あり讃岐國に金毘羅權現あり皆な全一の權現號にして垂迹と本地と判然せざる神体なり況んや日光の東照權現の如きは現在徳川征夷大將軍源家康公の神靈を祭祀する所にして單に東照權現と唱へ來れる如きは權現の稱號既に垂跡の神なることを名言しながら之が本地たる所謂根本の神名と本地の佛號さへ明かならざるものあるに至りては實に是れ鬼神

名稱の混亂にして、其の弊の及ぶ所亦言ふに忍びざるものあるに至れり、名は實の實名實既に亂れたること斯の如しとすれば、虛名に泥みて非望の願念を抱き邪神に事ふる者あるも、其の實體の神靈は更に其の妄信を受くべき神にあらざるの類多かるべし、例せば彌陀は西方接引の本佛なるにもせよ、敢て現世利益の本願を誓はざるに、熊野權現心願の輩には立身出世を希望する徒も多かるべく、金毘羅は佛法護持の神なるも、敢て船玉明神の兼業を誓はざるに、妄りに海上安全を祈る如きは、愚信の致す所、妄信の弊なりと雖も、抑も亦斯る混亂し易き神名を公稱せしめて、人心を迷惑するは、明治聖世の本旨にあらざるを以て、神は畏敬すべき本義に則り、其の鬼に非ざれば之を祭らずと云へる古來の教語に鑑み、神は必ず非禮の祭供を稟け給はざるべき者とすれば、政を行ふに當りては必ず先づ其の名を正しくすべきや、論を待たず、之を以て今上親政の始め、萬機革新の時に際して、神佛分離の御沙汰は、特に最初に於て觸出されたる次第なり、されば明治維新後の神社沿革の大畧を叙するに、先ち少しく左の官達を記載する所あるべし、

一 中古以來某權現或ハ牛頭天王之類、其外佛語ヲ以テ神號ニ相稱候神社不少候

何レモ其神社ノ由緒委細ニ書付早々可申出候事、

但勅祭之神社御宸翰勅額等有之候向ハ、是又可伺出、其上ニテ御沙汰可有之候、其餘之社ハ、裁判鎮臺領主支配頭へ可申出候事、

一 佛像ヲ以テ神体ト致候神社ハ、以來相改可申候事、

附本地杯ト唱へ佛像ヲ社前ニ掛、或ハ鑿口梵鏡佛具等之類差置候分ハ、早々取除キ可申事、

戊辰三月二十八日

太政官

此の一片の官達は非常の大革新を神社一般に與へたるものにして、是より以後神祇官を置き、着々改正の制度を布き行はるゝに至れり、

一 今度諸國大小神社ニ於テ、神佛混淆之義ハ、御廢止相成候ニ付、別當社僧之輩ハ、還俗ノ上神主、社人等之稱號ニ相轉シ、神道ヲ以テ勤仕可致候、若亦無據差支有之、且ハ佛教信仰ニテ還俗之義、不得止之輩ハ、神勤相止立退可申候事、

但還俗之者、僧位僧官返上勿論ニ候、官位ノ義ハ、進而御沙汰可有之候間、當分處官服ハ、風折烏帽子、淨衣、白差貫着用勤仕可致候事、

戊辰四月十四日

神祇官

三月廿八日の官達に尋て、斯くの如く神祇官より達せられ、神佛分離の混雜ありしも、幸に全月十七日付を以て、太政官より神社に在る佛像佛具を取除かしむると雖も、粗暴の所爲を禁ずる旨の達ありて、漸く一時の騷擾を免かれ、全月二十四日付を以て、終に石清水、宇佐、箱崎等の八幡大菩薩の稱號を止められ、更に八幡大神と稱へ奉るべき旨仰出されて、大小神社皆此例に習ひ、夫々改稱したる者あり、於是乎諸國神社の制は殆ど一變したる者と知るべきに、更に一事の尙は記すべきあり、維新以後に起れる新神社はなり、即ち彼の豐國神社の豐臣秀吉公に於る、湊川神社の楠正成公に於ける如きは、皆新設の神社なり、最も豐國大明神は、既に後陽成院慶長四年四月十八日に勅號ありて、徳川家康公より獅々田樂四座、猿樂新能一番宛奉納ありしも、湊川神社の楠公神名は今度始めて仰出されたる次第にて、之と全時に、古今殉難の忠死者を招魂社に合祀せらるべき勅旨を發せられ、尋て之が官達ありしことなれば、左に少しく之を掲げん、

太政御一新之折柄、賞爵ヲ正シ、節義ヲ表シ、天下之人心ヲ興起被遊度、既ニ豐太閤楠中將之精忠、英邁御追賞被、仰出候就テハ、癸丑以來唱義精忠天下ニ魁シテ、國事ニ略レ候諸士及草莽有志之輩、冤枉罹禍者不少、此等之所爲親子之恩愛ヲ捨テ、

世襲之祿ニ離レ、墳墓之地ヲ去リ、櫛風沐雨四方ニ潜行シ、專ラ舊幕府之失職ヲ憤怒シ、死ヲ以テ哀訴或ハ精神家ヲ鼓舞シ、或ハ諸侯門ニ説得シ、出沒顯晦不厭万苦、竟ニ抛身命候者全ク名義ヲ明ニシ、皇運ヲ挽回セントシ、至情ヨリ盡カスル處、其志實ニ可嘉尙、況ヤ國家ニ有大勳勞者、争カ湮滅ニ忍フ可シヤト被歎、思食候、濃之其志操ヲ天下ニ表シ、且忠魂ヲ被慰度、今般東山之佳城ニ祠宇ヲ設ケ、右等之靈魂ヲ永ク合祀可被致旨被、仰出候、猶天下之衆庶、益節義ヲ貴ビ可致奮勵様、御沙汰候事、

戊辰五月十日

太政官

斯の如き布告を發して、古今忠勇義烈國家殉難の幽魂を招祭する事と成り、全日更に亦左の布告を發せられたり

當春伏見戰爭以來、引續東征各地之討伐ニ於テ、忠奮戰死者、日夜山川ヲ跋涉シ、風雨ニ暴露シ、千辛万苦邦家之爲メ終ニ損命候段、深ク不憫ニ被思食候、最其忠敢義烈實ニ士道之標準タルヲ以テ、敬感之餘、此度東山ニ於テ、新ニ一社ヲ御建立、永ク其靈魂ヲ祭祀候様被、仰出候、尙後王事ニ身ヲ盡シ候輩速ニ合祀可被爲在候間、天下一同此旨ヲ奉戴シ、益可抽忠節、且戰死之者等、其藩主ニ於テモ厚ク御

趣意ヲ可奉体認旨被 仰出候事

戊辰五月十日

太政官

此の官達に依り東山招魂社を置かれ、其後明治八年一月十二日太政官達を以て海陸兩省及内務省に達の趣ありて、之を東京に移し、九段坂招魂社に合祀せられたり、されど此社は一般神社と相異なる性質ありて、未だ教部省の直轄する所にあらざりしが、明治十二年六月十四日に至り、内務省陸軍省海軍省の三省合名を以て、甲第十號達として府縣に達せられ、始めて靖國神社と公稱して、官幣社に列せらるゝに至れり

(参考)東京招魂社ノ儘今般靖國神社ト改稱、別格官幣社ニ被列候ニ付テハ、來ルニ十五日臨時祭典被爲行爾后祭日左ノ通被相定候條此旨相達候事

五月六日、十一月六日、

然れば招魂社なる者は、戊辰五月に創建せられたるも、官幣にあらす國幣にあらす又無格社にもあらざる一種特別の神社なりしも、明治十二年に至り、始めて別格官幣社の列に加へて之を取扱ふ者と爲し、爾來明治十年西南役戦歿者及廿七八年征清軍戦役者等總て海陸軍人軍族の戦死者の靈及び之に均しき軍中死歿者の靈を皆合せて此の神社に祭る所と爲し來れる者なり、かく古今を通觀して

古來神社の沿革を考察せば我國神社及神体變遷の事實に各種異様なることを熟知することを得べし然れども神社を大別して三種とし、上代天神祖神等を一種とし、又歷朝聖主王子を祭るものを一種とし、又明臣賢將の國家に功勞ある神靈を祭祀するものを一種とすれば、陸軍の一兵卒海軍の一水夫亦何ろ楠公菅公と擇はん、全く是れ精忠正義を以て、國難に殉死せる英魂なり、故に之に神靈祭祀の典禮を具し、一般官幣神社の列に伍するも、亦以て世道人心を裨益するに足りなん、然りと雖も、所謂招魂社なる者は、祭らざる鬼を招き慰むる人情に基きての名稱なれば、更に一定せる社名を唱ふるの是なるあり、之を以て終に靖國神社の公稱は議決せられたり、然も其の招魂社祭祀の神靈中に、各地戦役の所に墓地を存する者ありて、是れ亦相當の保護と祭祀を欠くべからず、乃ち逐年の政令神社漸次に整頓せられたり、此を列擧すれば實に左の如き沿革あり、

明治七年五月十五日内務省乙第二十號を以て、從軍殉國者の墳墓は官費修繕の旨を達せられ、全年三月十七日全上第二十二號を以て、戊辰己巳の殉國者を祀れる招魂社へ官費支給の沙汰あり、

全八年一月十二日、太政官無號を以て内務省へ達せられたる東京招魂社へ合祀

の趣意左の如し
 嘉永六年癸丑以來憂國慷慨ノ士皇運ノ挽回ヲ期シ、未タ其志ヲ不遂、致寃死候者ノ靈魂、戊辰年中京都東山ニ祠宇ヲ設ケ祭祀被仰出候條、今般更ニ厚キ思召ヲ以テ、東京招魂社へ合祀被仰出候條、右東山配祀ノ者、及是迄各府縣招魂場ニ於テ祭祀執行シ來リ候者共ヲ始メ、其餘戊辰以前舊藩々ニ於テ殉難死節ノ者、其名堙滅シ、未タ祭祀等ノ列ニ漏レ候者モ可有之候間、得ト穿鑿ヲ遂ケ、無遺漏姓名取調可申出此旨相達候事

但東山靈祠及各地招魂場等ハ從前ノ通被据置候此旨可相心得事、

又右達ト全時に、太政官より海陸兩省へ向け左の達あり、
 昨七年佐賀縣賊徒征討及蕃地處分從軍の將校以下、功勞ある者並に戰死負傷の者姓名取調差出すへし、

於是乎全月廿五日內務省乙第六號を以て、京都東山に配祀の者及各府縣招魂場に合祀の者等を府縣に於て取調べき旨を達せられ、全年四月廿四日太政官第六十七號を以て招魂社及墳墓地の祭祀料并に掃除費等の年額を一定せられ、尋て全九年十二月十三日大藏省乙第四百四號を以て招魂社費中の祭祀料及神饌料の

供へ方、區分費額を一定せられ、超えて明治十一年八月十五日太政官の達意を以て、更に海軍省丙第九號軍人軍屬戰死に非ずして死亡の者招魂社へ合祀、翌十二年六月十四日內務省陸軍省海軍省等より、甲第十號を以て東京招魂社を靖國神社と改稱し、別格官幣社に列し、明治十五年九月十八日內務省坤社甲第三百五十五號を以て、西南の役に戰死者の墳墓に關する定額を達示し、爾來頻年の訓示を發し、招魂社の神官墳墓の監守、及年次の祭費又は修繕費等を規定せしも、要するに諸國に散在する戰死者の墳墓は、各地方に設立せられたる招魂社と共に之を祭祀せられ、尙之を總轄して東京に於ける靖國神社に別祭せられしものと謂つべし、故に明治維新後なる神社革新の制度に伴ひて、別に一方面に隆起したる招魂社は、漸次に進んで一般神社と伍するに至り、其總轄社たる靖國神社は、特に別格官幣社の列に入て、國家の祭祀を奉ずる事と定められ、而して現時に於て、該招魂社及墳墓地に對する國庫支出の費額、區分の大要を舉れば、凡ろ左記の如し

一金參拾五圓 一 招魂社一ヶ年定額

內金拾圓 祭祀料 (但神饌料ハ每一人別ニ廿五錢宛ヲ給ス)

全金廿五圓 修繕費 (但掃除夫等ノ費用モ此内ヨリ支給ス)
 一金六圓廿五錢 一所墳墓修繕費定額
 但一境域中ハ各所ニ埋葬ストモ渾テ一所ト見做ス
 又全國中戰死者墳墓所在地及其の員數に對する費額區分を列擧すれば凡ろ左
 記の如し、

- 一 熊本縣飽田郡明德村寄鶴 墓數 三拾個
此定額金六圓廿五錢
- 一 全縣全郡全村上市原 墓數 百廿參個
此定額金拾八圓七拾五錢
- 一 全縣全郡立田村小峯 墓數 七拾壹個
此定額金拾貳圓五拾錢
- 一 全縣全郡上代村北浦 墓數 七個
此定額金六圓廿五錢
- 一 全縣全郡横手村花岡山 墓數 壹個
此定額金六圓廿五錢

- 一 全縣山本郡轟村多尾山 墓數 參百個
此定額金參拾七圓五拾錢
- 一 全縣山鹿郡山鹿町宥明堂 墓數 百五拾參個
此定額金廿五圓
- 一 全縣玉名郡高瀬村北屋舖 墓數 參百九拾五個
此定額金五拾圓
- 一 全縣全郡肥猪町十時 墓數 百八拾個
此定額金廿五圓
- 一 全縣全郡岩村河井浦 墓數 百五十個
此定額金八圓七拾五錢
- 一 全縣全郡關町城ヶ原 墓數 七拾七個
此定額金拾貳圓五拾錢
- 一 全縣全郡木葉町高月 墓數 九百八拾壹個
此定額金百廿五圓
- 一 全縣全郡全町蘇裏 墓數 參百九拾九個

- 此定額金五拾圓
- 一全縣菊池郡隈府町日見殿 墓數 百個
- 此定額金拾貳圓五拾錢
- 一全縣宇土郡永尾村河添 墓數 百四拾九個
- 此定額金拾八圓七拾五錢
- 一全縣八代郡八代町若宮 墓數 參百九拾九個
- 此定額金五拾圓
- 一全縣全郡横手村馬渡 墓數 貳百七拾個
- 此定額金參拾七圓五拾錢
- 一全縣蘆北郡陣内村城山 墓數 四百貳個
- 此定額金六圓廿五錢
- 一全縣全郡花岡村峯崎 墓數 八拾六個
- 此定額金拾貳圓五拾錢
- 一全縣天草郡牛深村加世ノ浦 墓數 壹個
- 此定額金六圓廿五錢

- 以上小計墓所廿個所 合金五百參拾七圓五拾錢
- 一鹿島縣鹿島郡清水馬場町祇園洲 墓數 千七拾個
- 此定額金百參拾七圓五拾錢
- 一全縣指宿郡今和泉鄉岩本村城ヶ尾 墓數 壹個
- 此定額金六圓廿五錢
- 一全縣伊佐郡宮城町野首山 墓數 壹個
- 此定額金六圓廿五錢
- 一全縣高城郡水引郷大小路村舊太平寺跡墓數 壹個
- 此定額金六圓廿五錢
- 一全縣大隅國噺咲郡岩川郷五十町馬場 墓數 八拾五個
- 此定額金拾貳圓五拾錢
- 一宮崎縣日向國那珂郡福島今町 墓數 貳個
- 此定額金六圓廿五錢
- 一全縣全國全郡恒久村眞光寺 墓數 壹個
- 此定額金六圓廿五錢

- 一 全縣宮崎郡大塚村無量地
此定額金六圓廿五錢
墓數 壹個
- 一 全縣臼杵郡北町三福寺
此定額金六圓廿五錢
墓數 壹個
- 一 全縣全郡日知屋村遠ヶ崎
〔此定額金參拾七圓五拾錢〕
墓數 二百五拾二個
- 一 全縣全郡三田井村城平
此定額金六圓廿五錢
墓數 四拾個
- 一 全縣諸縣郡飯野郷坂本村榎本
此定額金六圓廿五錢
墓數 參拾四個
- 一 全縣兒湯郡高松村券々津
此定額金六圓廿五錢
墓數 壹個
- 以上小計墓所拾參個所 合金貳百五拾圓
墓數 二百拾壹個
- 一 大分縣豐後國大分郡收村壘良
此定額金參拾壹圓廿五錢
墓數 二百拾壹個

- 一 全縣全郡全村松榮山
此定額金拾八圓七拾五錢
墓數 百參個
- 一 全縣南海部郡佐伯村岡
此定額金拾八圓七拾五錢
墓數 百參拾參個
- 一 全縣北海部郡岡村須賀
此定額金六圓廿五錢
墓數 五個
- 以上小計墓所四個所 合金七拾五圓
墓數 十九個
- 一 福岡縣筑後國御井郡山川村
此定額金六圓廿五錢
墓數 十九個
- 一 全縣豐前國企救郡鑄物師町
此定額金廿五圓
墓數 百八拾八個
- 以上墓所貳個所 合金參拾壹圓廿五錢
墓數 五百六拾七個
- 一 長崎縣西彼郡長崎村佐古
此定額金七拾五圓
墓數 五百六拾七個
- 一 大坂府下真田山
墓數 六個

此定額金六圓廿五錢

一兵庫縣攝津國戶港門跡

墓數 參 個

此定額金六圓廿五錢

一山口縣豐浦郡下ノ關城ノ越町

墓數 壹 個

此定額金六圓廿五錢

一神奈川縣三浦郡浦郷村失演

墓數 四拾八個

此定額金六圓廿五錢

以上列記の定額費金は十九年五月廿九日内務省訓令五號及廿一年三月廿二日全上三號及廿三年三月十三日全上八號及全年三月十三日全上九年八月廿二日全上廿九號等を以て夫々取締方を相達し、今尙招魂社費及墳墓費目の定額は各府縣限り適宜流用支給するを得て、全く神社費と共に混同せる者なれば、其の性質自然全一なる事推知すべし、是を以て觀るに明治維新以來、神社の革新と相伴ふて興起したる國難殉死者忠魂招祭の一事、其の祭典禮拜の式、亦一に神社の祭式に従ひ、専ら敬神敬意の誠を失はざらんことを期せしものにて、大に世道人心を感發し、益々報國盡忠の正義を發達し、勤王奉公の國是を顯揚し、以て邦家

祖傳の大道を表明するに足れりと謂ふべし。

第十七章 神宮及官國幣社の革新

諸國大小の神社に對する、一般革新の方針は、既に戊辰三月以來、神佛分離の旨を達せられしも、宿弊の久しき容易に一洗し得べからざる事情ありて、政務多端百緒改革の頻繁なるが爲に、全國畫一の制を擧ること難かりしも、明治四年漸く廢藩置縣の制度を確立するに至り、諸政亦隨て改正の方向に進む、於是乎祭政一致の本源より流出せる維新の制度を規定すると共に、先づ神宮神事の改正を行はざるべからず、仍て同年五月十四日を以て、初て太政官布告の伊勢神宮に關する達示を見るに及べり、今其の全文を掲出せば即ち左の如し。

○神社ノ儀ハ、國家ノ宗社ニテ、一人一家ノ私有ニスヘキニ非サルハ勿論ノ事ニ候所、中古以來大道ノ陵夷ニ隨ヒ、神宮社家ノ輩中ニハ神世相傳由緒ノ向モ有之候ヘ共、多クハ一時補任ノ社職其儘沿襲致シ、或ハ領家地頭世襲ニ因リ、終ニ一社ノ執務致シ居リ、其餘村邑小祠ノ社家等ニ至ル迄、總テ世襲ト相成、社入ヲ以テ家祿ト爲シ、一己ノ私有ト相心得候儀天下、一般ノ積習ニテ、神官ハ自然士民ノ別種ト相成、祭政一致ノ御政体ニ相悖リ、其弊害不尠候ニ付、今般御改正被爲在、伊勢兩

官世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神官社家ニ至ル迄精撰補任可致旨被仰出候事

明治四年五月十四日

太政官

右の如き達示と全時に更に亦左の達示を公布せられたり

○官社以下定額及神官職員規則等、別紙之通被仰出候尤モ府藩縣社ノ分ハ、先達ヲ差出候明細書ヲ以テ取調區別ノ上進テ神祇官ヨリ差圖ニ可及候條、其節万端處置ノ儀同官へ可相伺事、

一神官從來ノ叙爵總テ被止候事、

一官社以下府藩縣社郷社神官、總テ其地方實屬支配タル可ク、本籍ノ儀ハ士族平民ノ内適宜ヲ以テ編籍可致事、

明治四年五月十四日

太政官

右達中に所謂別紙之通りと有之ものは左記の如し、

(但し爾後ノ昇格によりて訂正を加へ現今ノ地位を明かにす)

官社

○官幣大社

賀茂別雷神社

山城國(愛宕郡上鴨村)

賀茂御祖神社

山城國(愛宕郡下鴨村)

男山八幡宮

全 上(綴喜郡八幡町)

松尾神社

全 上(葛野郡松尾村)

平野神社

全 上(全郡衣笠村)

稻荷神社

全 上(紀伊郡深草村)

大神神社

大和國(磯城郡三輪町)

大和神社

全 上(山邊郡朝和村)

石上神社

全 上(山邊郡丹波市町)

(十六年四月十七日神宮院復舊)

春日神社

全 上(奈良市奈良町)

廣瀬神社

全 上(廣瀬郡河合村)

龍田神社

全 上(生駒郡三郷村)

丹生川上神社

全 上(吉野郡南芳野村)

(四年十二月十三日官幣を定む)

牧岡神社

河内國(中河内郡牧岡村)

大鳥神社

和泉國(泉北郡鳳村)

住吉神社

攝津國(住吉郡住吉村)

生國魂神社
 廣田神社
 水川神社
 安房神社
 香取神社
 鹿島神社
 三島神社
 熱田神社
 日吉神社
 建部神社
 日前神社
 國懸神社
 出雲大社
 宇佐神社

攝津國(住吉郡西高津村)
 全 上(武庫郡大莊村)
 武藏國(北足立郡大宮町)
 安房國(安房郡神戶村)
 下總國(香取郡香取町)
 常陸國(鹿島郡鹿島町)
 伊豆國(田方郡三島町)
 尾張國(愛知郡熱田町)
 近江國(滋賀郡坂本村)
 全 上(栗太郡瀬田村)
 紀伊國(海草郡宮村)
 全 上
 出雲國(鏡川郡杵築町)
 豐前國(宇佐郡宇佐町)

霧島神社(元國幣)
 伊弉諾神社
 香椎宮
 宮崎神社(元國幣)
 榎原神宮
 平安神社
 氣比神社
 鹿兒島神宮
 鵜戸神宮
 淺間神社

七年二月十五日(神宮と改稱す)
 大隅國(始良郡東山巖村)
 淡路國(津名郡多賀村)
 筑前國(糟屋郡香椎村)
 日向國(宮崎郡大宮村)
 大和國(高市郡白檀村)
 山城國(京都市上京岡崎町)
 越前國(敦賀郡敦賀町)
 大隅國(始良郡西國分村)
 日向國(南那珂郡鵜戸村)
 駿河國(富士郡大宮町)

新 草 の 社 幣 國 官 及 宮 神

札幌神社

四年五月十四日
國幣小社トナリ
五年一月廿五日
官幣中社ニ進ミ
二十六年十一月
三十一日官幣中
ニ列シ三十二年
七月十九日昇格

石狩國(札幌郡圓山村)

○官幣中社

八坂神社

(六年大政官三百廿三號次列改正)

山城國(京都市下京區祇園町)

白峯宮

(六年六月九日官達ニテ進列)

山城國(京都市下京區飛鳥井町)

赤間宮

(八年十月七日安徳天皇社改稱進列)

長門國(赤間關市阿彌陀寺町)

水無瀬宮

(六年八月十四日官達ニテ進列)

攝津國(三島郡島本村)

鎌倉宮

(六年六月九日官達ニテ進列)

相模國(鎌倉郡鎌倉町)

井伊谷宮

(六年六月九日官達ニテ進列)

遠江國(引佐郡伊谷村)

八代宮

(十三年八月三日官達ニテ進列)

肥後國(八代郡八代町)

梅宮神社

(六年官達三百廿三號次列改正)

山城國(葛野郡梅津村)

貴船神社

(全)

全 上(愛宕郡鞍馬村)

大原野神社

(全)

全 上(乙訓郡大原野村)

吉田神社

(全)

全 上(京都市上京區吉田町)

日枝神社(元無之)

(十五年一月九日官達ニテ進列)

武藏國(京都市麴町區永田町)

北野神社

(六年官達三百廿三號次列一定)

全 上(京都市上京區馬喰町)

月山神社(元國幣小社)

(七年八月廿一日國幣中社ニ列シ十八年四月廿二日官達ニテ進列)

羽前國(東田川郡立谷澤村)

宗像神社(元國幣中社)

(十八年四月廿二日國幣中社進列)

筑前國(宗像郡大島村)

金鑽神社(元無之)

(十八年四月廿八日官達ニテ進列)

武藏國(兒玉郡青柳村)

多賀神社(元無之)

(全)

全 上(犬上郡多賀村)

雁山神社(元無之)

(全)

紀伊國(海草郡三田村)

箱崎宮(元無之)

(全)

筑前國(糟屋郡宮崎町)

吉野宮(元無之)

(廿二年六月廿六日官達)

大和國(吉野郡吉野村)

阿蘇神社(元國幣小社)

(四年五月十四日國幣中社ニ進列廿三年四月八日官達ニテ進列)

肥後國(阿蘇郡宮地村)

金崎神社(元無之)

(廿三年九月十一日官達一定)

越前國(敦賀郡敦賀村)

太宰府神社(元官幣小社)

(四年五月十四日國幣小社ト成リ十五年七月八日史ニ官幣小社ニ進ニ進列廿八年一月八日更ニ進列)

筑前國(筑紫郡太宰府町)

- 生田神社 (十八年四月廿二日進列) 攝津國(神戸市下山手通一丁目)
- 長田神社 (二十九年十二月十日進列) 全上(神戸市長田)
- 諏訪神社 (二十九年四月十日進列) 信濃國(諏訪郡下諏訪町外二所)
- 海神社 (二十年三月十五日進列) 播磨國(明石郡垂水村)
- 英彦山神社 (全年官幣小社) 豐前國(田川郡彦山村)

以上大中六十八社神祇官所祭官幣社 (五年官達九十二號六年全五十三號ニ依リ地方官ニ勅使參向セシムルト成レリ)

- 官幣小社
 - 大國魂神社 (全上) 武藏國(北多摩郡府中町)
 - 波上宮 (廿三年一月廿七日官達一定) 琉球國(那覇若狹町村)
 - 竈門神社 (廿八年九月廿八日村社ヨリ昇格) 筑前國(筑紫郡太宰府村)

(以上三社現在官幣小社ナリ)

○別格官幣社 (此の日は明治五年官達百六十六號を以て初て湊川神社を別格官幣社に列せしに依り新に此の項を設くるものとす)

- 談山神社 (七年十二月廿二日進列) 大和國(十市郡多武峯村) (祭神藤原鎌足)
- 護王神社 (全上) 山城國(京都市上京櫻鶴圓町) (祭神和氣清盛)
- 小御門神社 (十五年六月十四日進列) 下總國(香取郡小御門村) (祭神藤原師賢)
- 菊池神社 (十一年一月十日進列) 肥後國(菊池郡隈府村) (祭神菊池武時)
- 湊川神社 (五年官達百六十六號ニテ進列) 攝津國(神戸市兵庫多聞通三丁目) (祭神楠伯耆國(西伯郡名和村) (祭神名和長年)
- 名和神社 (十一年一月十日氏殿神改稱進列) 攝津國(東成郡住吉村) (祭神北島顯家)
- 阿部野神社 (十五年一月廿四日進列) 越前國(吉田郡西藤島村) (祭神新田義貞)
- 藤島神社 (九年十一月七日進列) 伊勢國(津市藤方) (祭神結城宗廣)
- 結城神社 (十五年一月廿四日進列) 周防國(吉敷郡上宇野令村) (祭神毛利元就)
- 豐榮神社 (十五年十二月十五日進列) 山城國(愛宕郡大宮村) (祭神織田信長)
- 建勳神社 (八年四月廿四日進列) 全上(京都市下京茶屋町) (祭神豐臣秀吉)
- 豐國神社 (六年八月十四日進列) 下野國(上都賀郡日光町) (祭神徳川家康)
- 東照宮 (六年六月九日進列) 常陸國(水戸市常磐) (祭神徳川光圀全齊昭)
- 常盤神社 (十五年十二月十五日進列) 薩摩國(鹿兒島市山下町) (祭神島津齊彬)
- 照國神社 (全上)

靖國神社

(十二年六月四日) 武藏國(東京市)麴町區富士見町 (祭神維新前)

靈山神社

(十八年四月廿二日) 岩代國(伊達郡)靈山村 (祭神北島親房)

梨木神社

(十八年十月十日) 山城國(京都市)上京染殿町 (祭神藤原實茂)

東照宮

(廿一年五月二日) 駿河國(安倍郡)久能村 (祭神德川家康)

四條磯神社

(廿二年十二月十日) 河內國(北河內郡)甲可村 (祭神楠正行)

唐澤山神社

(廿三年十一月廿七日) 下野國(安蘇郡)田沼町 (祭神藤原秀郷)

(以上二十一社現在別格官幣社たり)

第十八章 神宮制度並官國幣社格例

○神宮制度

○明治四年七月十二日太政官達 (神祇官宛)

今般神宮御改革ニ付件々別紙之通被 仰出候條此旨相達候事

(別紙)

一皇太神宮

豐受太神宮之儀ハ元ヨリ差等可有之所中古以來同一ニ相成甚無謂事ニ候第一 兩宮御休裁ノ別ヲ始メ隨テ諸事釐革可被爲在候此旨心得違無之様神宮等へ篤ト可申達事

一大内人以下物忌父等諸職掌總テ主典權主典宮掌等ニテ分課奉務可致事

一從前大官司附屬ノ職掌並ニ諸郡司神宮司等一切被廢候事

一神宮職掌之儀職員令之通可相心得事(四年五月十四日官達參考)

但司廳之儀ハ皇太神宮境內へ可取建事

一荒木田度會兩姓之儀ハ豐受宮御鎮座以來兩宮へ分仕致居候事ニ候ハ今

般御評議之次第モ有之自今其姓ニ拘ハラス同ク撰任ヲ以テ 豐受宮權禰宜

ヨリ次第ニ轉任 皇太神宮禰宜以上へ昇進可致尤不次拔擢ハ格別之事

一兩姓ノ儀格別之御由緒モ有之事ニ候ハ共進退黜涉ニ於テハ自今臨機ノ御所

置可有之事

一兩姓ノ子弟他姓ヲ繼者從前一代權禰宜ト唱へ其家終ニ兩姓ヲ冒シ候者モ有

之趣右之輩其家ノ姓ニ復シ他姓混淆不致様取調可致事

一師職並ニ諸國郡檀家ト唱へ御麻配分致シ候等之儀一切被停止候事(四年神祇

省告諭參考

○明治四年十二月廿二日神祇省告諭

皇太神宮大麻之儀ハ今般大官司從來之振合ヲ以テ海内一般へ頒布相成候尤從前師職並諸國檀家ト唱へ分配致來候弊習ハ既ニ被廢止候事

○全五年九月十五日太政官二百七十二號布告

神宮神號太字自今大字可相用事

○全十一年三月廿三日內務省乙三十號達

神宮大麻頒布ノ儀ニ付明治五年六月之敎部省ヨリ相達置候趣モ候處右ハ自今地方官ノ關係ニ不及候條其受不ハ專ラ人民ノ自由ニ爲任候儀ト可心得此旨相達候事

○全十五年四月廿六日太政官八號布達

本曆並畧本曆ハ明治十六年曆ヨリ伊勢神宮ニ於テ頒布セシムヘシ

一 振摺畧曆ハ明治十六年曆ヨリ何人ニ限ラス出版條例ニ準據シ出版スルコトヲ得

但明治九年十月內務省甲第三十九號布達ハ取消ス

○全十六年十月廿七日內務省坤社九百十五號達(神宮司廳宛)

大麻製造之儀本年ヨリ以後年々其廳ニ於テ製造シ其製造費ヲ收入シ神宮廳院へ下付シ大麻ト共ニ頒布セシムヘシ此旨相達候事

但明十七年分ハ從前ノ手續ニ依リ既ニ出來シタル者ニ限リ其儘施行致サセ苦カラス

○明治十七年一月廿四日宮內省乙一號達

神宮及官國幣社諸陵墓等祭典ニ付勅使トシテ掌典參向ノ節ハ自今祭服(從前ノ衣冠)着用候條此旨相達候事

但地方官勅使相勸候節ハ便宜大禮服ヲ以テ祭服ニ換用可致尤殿上ノ式ハ明治八年十二月式部寮布達ノ通可心得事

(參考)八年十二月式部寮布達

伊勢神宮及官國幣社諸陵墓等祭典ノ節奉仕並拜禮ノ輩殿上ノ式ハ祭服(坐禮庭上ノ式ハ大禮服)着用立禮ノ事

但神宮ハ明治七年正院御布告第三十八號ニ依リ坐禮立禮其祭服ヲ用ユヘキ

右之通被定候條來明治九年一月ヨリ執行可致且管内ニ官國幣社等有之向ハ其旨神官へ可被相達此段及布達候也

○全廿三年三月十四日內務書記官社甲三號通牒
明治廿年度神宮費豫算之義本月十日官報號外ヲ以テ公布相成候ニ付テハ該金額ニテ諸費悉皆仕賄且御警衛向等行届候様豫算內譯書詳細取調至急御差出可有之此段及御通牒候也

○全十九年十一月廿二日勅令七十一號

神宮職員官等表

祭主動任 月俸八拾圓

官司奏任二等 全上參拾圓

權官司全三等 全上廿五圓

禰宜全五等 全上拾五圓

權禰宜全六等 全上拾貳圓

主典判任四等 全上八圓改正等

官掌全五等 全上七圓改正等

○全廿三年一月四日勅令一號及全年十二月廿二日全令二百八十五號神宮職員官等表中祭主ノ欄ニ左ノ通追加ス

祭主ハ皇族ヲ以テ之ニ任ス○全表中主典ノ官等ヲ四等ニ官掌ノ官等ヲ五等ニ改ム

○全廿三年三月十二日內務省訓一五六號神宮司廳宛

二十年度以降供進ノ神宮費金二萬圓ノ內幣帛神饌料貳千八百八拾七圓之外神宮費營繕費補充費ノ區別相立補充費ハ本省へ保管シ來候處右幣帛神饌料ノ外金貳萬七千百拾參圓廿三年度以降悉皆其廳へ下ケ渡候條式年御造營費ノ外ハ右金額ヲ以テ一切支辨スヘシ

但是迄本省ニ保管セシ金額ハ此際其廳へ下ケ渡スヘシ

○全廿三年三月十二日內務省訓一六〇號(神宮司廳宛)

神宮費出納概則別紙ノ通相定候條廿三年度ヨリ履行スヘシ

(別紙)神宮費出納概則

第一條 神宮費ヲ分ケ經費營繕費ノ二項トス

第二條 神宮費金貳萬七千百拾三圓ノ內壹萬八千九百拾二圓ヲ經費ト爲シ八

- 千二百圓ヲ營繕費ト爲スヘシ
- 第三條 金拾圓未滿ノ營繕ハ經費ヲ以テ支辨シ拾圓以上ノ營繕ハ營繕費ヲ以テ支辨スヘシ
- 第四條 經費遣拂ノ各自金額ハ仕譯書ヲ添へ年度前内務省へ經伺スヘシ
- 第五條 營繕費ヲ以テ支辨スル一工事ハ其箇所ヲ取調目論見帳ヲ製シ内務製へ經伺スヘシ
- 第六條 營繕事業ノ取扱ハ内務省ノ許可ヲ受ケ造神宮使廳其他へ囑托スルコトヲ得
- 尤此場合ト雖モ費金仕拂方ハ神宮司廳ニ於テ取扱フベシ
- 第七條 經費ハ三ヶ月毎ニ定額月割ノ金額ヲ受取仕拂ヲ爲シ年度末ニ至リ殘餘アルトキハ積立置從來同費ノ臨時補充ノ爲メ大藏省預金局へ預ケ入ヲ爲スベシ
- 第八條 營繕費ハ月割金額ヲ受取毎ニ直チニ預金局へ預ケ入工事施行ニ際シ入用ノ金額ヲ引出シ其仕拂ヲ爲シ年度末ニ殘餘ハ積立置同費臨時ノ補助ト爲スベシ

- 第九條 經費並營繕費ノ仕拂金額ハ正當受取人ノ領收証書ニ非レバ其仕拂ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第十條 經費(及營繕費ハ年末)内務省へ決算ノ報告ヲ爲スベシ
- 第十一條 神宮費ノ收支ハ確實ノ帳簿ニ登記シ内務省ノ命令ニ依リテハ派出員ノ檢閲ニ供スベシ
- 全廿六年八月廿一日訓五七一號(神宮司廳宛)
- 神宮社入金員豫備蓄積金員及遣拂精算牒ノ義ハ明治十年當省丁第九號達ニ基キ每三ヶ月分宛取纏差出來候處廿六年度以降年度未取調報告スベシ
- 全廿七年一月六日勅令第五號
- 第一條 官官ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 衛士長 一人
 - 衛士 十二人
- 第二條 衛士長ハ官司ノ命ヲ承ケ衛士ヲ指揮シ神宮宮域内ノ衛仕ニ任ス
- 第三條 衛士ハ衛士長ノ指揮ヲ承ケ神宮宮域内ノ衛仕ニ從事ス
- 第四條 衛士長及衛士ハ判任官ノ待遇トス

○全廿年十二月廿五日勅令六十八號
朕造神宮使廳ノ官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
造神宮使廳官制

第一條 造神宮使廳ハ内務大臣ノ管理ニ屬シ新神宮造營及神寶裝束調進ノ事
ヲ主掌ス

第二條 造神宮使廳ニ左ノ職員ヲ置ク
造神宮使 造神宮副使 造神宮主事 造神宮屬

第三條 造神宮使ハ一人勅任トス神宮祭主ヲ以テ之ニ充ツ内務大臣ノ指揮監
督ヲ承ケ廳中ノ事務ヲ管理ス

第四條 造神宮使ハ所屬ノ官吏ヲ統督シ奏任官ノ進退ハ内務大臣ニ具狀シ判
任官ハ之ヲ專行ス

第五條 造神宮副使ハ一人奏任トス内務省社寺局長ヲ以テ之ニ充ツ造神宮使
ノ事務ヲ佐ケ造神宮事故アルトキハ内務大臣ノ命ヲ受ケテ其事務ヲ代理ス

第六條 造神宮主事ハ一人奏任三等以下トス使副使ノ命ヲ受ケ新宮造營神寶
裝束等調進ノ事務ヲ所辨ス

第七條 造神宮屬ハ判任トス上官ノ命ヲ受ケ造營ノ事務ヲ分任シ職工ヲ使役
シ記録計算ヲ掌ル

○明治七年三月十二日教部省甲六號達
皇族御參拜等之節下馬下乘場所ノ儀ハ其社ノ實境ニ依リ本社ヨリ第一次ノ鳥
居或ハ樓門外又ハ階砌下等相當ノ向モ可有之候條各社ノ適宜ヲ以テ見込相立
略圖面ヲ副往復ノ外五日限リ無遲延可伺出此旨相達候事

○全八年六月十七日教部省貳拾四號達
各社制札費之儀是迄渾テ一社之私費ニ候處自今定額金ノ内ヲ以テ建設修繕等
不苦此旨相達候事

○全十三年六月廿五日内務省乙廿九號達
明治七年三月舊教部省第六號達書各府縣社皇族下馬下乘場所ノ儀ハ自今當省
へ伺出シ不及候條此旨相達候事

此上大要神宮に關する事項を略叙したるを以て更に之より一般官國幣社に關
する事を述べんとす

○官國幣社格例

本項は神宮に關聯するもの多く、且第二章官國幣社革新の部に關涉する者を列記したれば、今は其他の事項のみを叙述し、尙神職の部門に於て記載する事もあらん。

○明治七年五月七日敎部省甲第十號達(官國幣社宛)

新年紀元節天長節賀表差出方毎々遅延ノ向モ有之不都合ノ至候條向後ハ即日社頭ヲ發シ候様取斗可申此旨相達候事

○明治七年二月二日敎部省甲第一號達(官國幣社宮司宛)

社務取扱所稱呼各社異稱候趣今后一般某神社々務所ト相唱可申此旨爲心得相達候事

○全八年十一月七日全省甲十四號官國幣社宛

各社宮司交替之節社務受後成規則冊之通相定候條自今右ニ準シ引渡候様平常注意可致此旨相達候事

社務受渡成規

第一條 各社宮司交替ノ節ハ一社仕來並社務取扱ニ關スル一切ノ事件明細賬書ヲ以テ申繼ク可シ尤神殿其他營繕或ハ祭器其新調等既ニ官准ヲ得テ着手

中未タ竣功ニ至ラサルモノ或ハ其手續ヲ經ルノ際未タ上申ニ及ハサル者等ハ總テ前官ノ所見ヲ詳記シ引渡スヘシ

第二條 傳來ノ寶物什器古文書一切ノ圖書簿冊等目錄相濟新任宮司へ引渡シ互ニ授受ノ證書ヲ交附シ他日ノ證憑ニ備フヘシ

但授受ノ際萬一關缺朽損等ノ物品有之目錄ニ引合ハサル者ハ其事故詳明相認新舊宮司連署當省並地方廳へ届出ノ上目錄へ其譯記入スヘシ

第三條 經費定額金バ地方廳ヨリノ受取高并一社仕拂高共夫々簿冊第五條ニ載ス相添可引渡尤現存殘金ノ數受拂差引帳へ引合セ授受詳審ナルヲ要ス證書交附前ノ如シ

附一社蓄積金並社入賽物等ニ關スル金額引渡方總テ本條ノ通

第四條 受渡相濟次第新舊宮司連署當省並地方廳へ届出ヘシ

但交替ノ際前官事故有之在社致サ、ル節ハ少權宮司ヲ以テ代理トシ新任宮司へ引渡方取斗フヘシ

第五條 引渡圖書簿冊ノ概目

但右ニ揚タル所ノ目ニ倣ヒ各社ノ便宜ヲ以テ平素精密ニ書類相備置錯雜遺

- 漏無之様引渡スヘシ
- 一 祭神記
- 一 鎮座記
- 一 官私祭書類
- 一 年中行事録ノ類
- 一 境内全國
- 一 社地其外建物明細帳
- 一 境内立木調書ノ類
- 一 寄付山林田畝反別帳
- 一 繪圖地券立木調書ノ類
- 一 社地沿革圖
- 一 全分間明細圖
- 一 攝末社明細帳
- 一 寶物什器古文書目錄
- 一 祭器具明細帳
- 一 社務所有物帳
- 一 社頭願伺届留
- 一 社務日記類
- 一 公布公達類
- 一 當省達書類
- 一 奉務規約并奉務表
- 一 藏書目錄
- 一 一社官員錄全履歷書
- 一 經費受取帳
- 一 全仕拂明細帳
- 一 全受拂差引帳
- 一 一社蓄積金明細帳
- 一 貸付帳證書類
- 一 社收金穀簿
- 一 全受拂明細帳
- 一 全仕拂差引帳

以上

○全十年四月廿六日內務省一ノ六號達宛全上

各社需用品中官費社費ノ區分勿論ニ候是迄別紙概目ノ如キ社費ニ屬スヘキ分ヲモ往々經費中ヨリ仕拂候向有不都合ニ候自今一層精査ヲ加ヘ官費社費混淆

無之様可致注意此旨相達候事

但則紙概目ノ外官費社費決兼候分ハ可伺出事

(別紙)社費概目

○私祭神饌幣帛料及樂人人夫雇料 ○御輿修葺費 ○攝末社日供神饌費及下番費
 ○賽錢箱並守札調製費 ○國史教典並新聞紙買入代 ○社頭備置祭服並宿直所用膳碗飯櫃調製代 ○說教用費 ○全十年四月廿六日內務省丁第七號達宛全上

各社官營個今般左ノ通相定候條自餘ハ總テ社費ハ可心得尤格別之由緒有之建物又ハ官費社費不分明ノ個所ハ其都度取調可伺出此旨相達候事

本社

- 本殿 幣殿 拜殿 祝祠屋 回廊 樓門 中門 鳥居 幄合 透屏 玉垣
- 假殿 土塀 (但不可欠個所)
- 木柵 (但全上)
- 燈籠 (但全上)
- 神饌所 井戸 手水屋 社務所 倉庫
- 但寶藏祭器庫ニ當ルモノ

制札 境内道路橋梁

與社

本年並本年ニ接續シテ不可欠ノ個所 拜殿 鳥居
境内攝社

本殿並本殿ニ接續シテ不可欠個所 拜殿 鳥居

○全十年五月十日全省丁第八號達(宛全上)

各社本殿造修ノ都度假正遷座式執行致シ來候處自今本殿改造又ハ内陣修繕總
屋根葺替等ノ外遷座ニ及バズ供饌ノ上祝詞ヲ以テ其由ヲ告ケ候儀ト可心得此
旨調達候事

但此場合ニ於テモ神饌等ノ入費ハ其都度別段地方官へ可稟請事

○全廿年三月十七日全省訓令十五號府縣道廳宛

官國幣社保存金明治二十年度以降十五年間左ノ通配付ス地方廳ニ於テ其出納
ヲ嚴查シ永久保存ノ方法ヲ設クベシ

但從前ノ經費及官費營繕ハ十九年度限り廢止ス

官國幣社保存金廿三年內訓四一年にて配付年限を三十年と改正す

○官幣大社 (以下現今ノ通リ訂正ス)

金千六百七拾五圓	賀茂別雷神社	金千六百五拾五圓	賀茂御祖神社
金千五百九拾五圓	男山八幡宮	金千五百九拾五圓	松尾神社
金千五百九拾五圓	平野神社	金千五百九拾五圓	稻荷神社
金千五百七拾五圓	大神々社	金千五百九拾貳圓	大和神社
金千五百九拾四圓	石上神社	金千六百七拾九圓	春日神社
金千五百九拾六圓	廣瀬神社	金千五百九拾四圓	龍田神社
金千六百七拾九圓	丹生川上神社	金千五百八拾八圓	牧岡神社
金千五百八拾七圓	大鳥神社	金千五百七十九圓	住吉神社
金千五百七拾九圓	生國魂神社	金千五百八拾六圓	廣田神社
金千五百五拾六圓	氷川神社	金千五百五拾六圓	安房神社
金千五百五拾六圓	香取神社	金千五百五拾六圓	鹿島神社
金千五百五拾六圓	三島神社	金千七百九拾六圓	熱田神社
金千六百五拾四圓	日吉神社	金千八百七拾五圓	日前兩神社
金貳千八拾參圓	出雲大社	金千七百參拾壹圓	宇佐神社
金千五百五拾六圓	霧島神社	金千五百五拾六圓	伊弉諾神社
金千五百五拾六圓	香椎宮	金千五百五拾六圓	宮崎宮

金一萬五千圓	樞原神社	金二萬圓	平安神宮
金千四十六圓	氣比神宮	金千百十圓	鹿兒島神宮
金八百七十三圓	鶴戶神宮	金千四十一圓	淺間神宮
金千四十一圓	建部神宮	金千七百六十八圓	札幌神社
○官幣中社			
金千六十三圓	八坂神社	金千六十四圓	白峯宮
金千四十一圓	赤間宮	金千五拾二圓	水無瀬宮
金千四拾一圓	鎌倉宮	金千四拾一圓	井伊谷宮
金千百七拾圓	八代宮	金千四十八圓	梅宮神社
金千四拾一圓	貴船神社	金千五十圓	大原野神社
金千四十一圓	吉田神社	金千四十一圓	日枝神社
金千五十九圓	北野神社	金千二百十二圓	月山神社
金二千八百六十圓	宗像神社	金千四十一圓	金鑽神社
金千四十一圓	多賀神社	金千四十一圓	竈山神社
金千四十一圓	宮崎宮	金八百五十三圓	太宰府神社
金一萬五千圓	吉野宮	金千百六十八圓	阿蘇神社

金一萬二千圓	金崎宮	金千八十五圓	海神社
金七百九十七圓	英彦山神社	金千四百四十二圓	諏訪神社
金七百九十七圓	生田神社	金七百九十七圓	長田神社
○官幣小社			
金七千圓	波上宮	金二萬五百二十八圓	竈門神社
金七百九十七圓	大國魂神社		
○別格官幣社			
金八百八圓	談山神社	金七百九十七圓	護王神社
金七百九十七圓	小御門神社	金八百六十六圓	菊池神社
金七百九十七圓	湊川神社	金八百二十五圓	名和神社
金八百十四圓	阿部野神社	金七百九十八圓	藤島神社
金八百三圓	結城神社	金八百四十九圓	豐榮神社
金七百九十七圓	建勳神社	金千百二十二圓	豐國神社
金八百六十九圓	東照宮	金七百九十七圓	常盤神社
金八百八十三圓	照國神社	金七百九十七圓	靈山神社
金八百拾四圓	梨木神社	金七萬二千五百圓	東照宮

○國幣中社

金二萬圓	四條畷神社	金二萬圓	唐澤山神社
金千四十一圓	敢國神社	金千四十一圓	山梨淺間神社
金千四十一圓	寒川神社	金千四十一圓	鶴岡八幡宮
金千四十一圓	玉前神社	金千四十一圓	南宮神社
金千四十一圓	賢前神社	金千百十三圓	日光二荒山神社
金千四十一圓	宇都宮二荒山神社	金千三百七十一圓	都々古別神社
金千四十一圓	伊佐須美神社	金千二百九十九圓	志波彦鹽籠二神社
金千百十三圓	大物忌神社	金千三百七十三圓	若狹彦神社
金千四十一圓	氣多神社	金千四十一圓	射水神社
金千四十一圓	彌彦神社	金千六十四圓	出雲神社
金千八十五圓	籠神社	金千八十五圓	出石神社
金千四十一圓	宇倍神社	金千七十八圓	熊野神社
金千四十一圓	水若酸神社	金千四十一圓	中山神社
金千九十六圓	安仁神社	金千九十六圓	吉備津神社
金千百十三圓	嚴島神社	金千四十一圓	山口住吉神社

○國幣小社

金千七十九圓	熊野座神社	金千九十九圓	忌部神社
金千九十圓	大麻比古神社	金千四十一圓	田村神社
金千四十一圓	大山祇神社	金千百十七圓	土佐神社
金千四十一圓	高良神社	金千百三十三圓	西寒多神社
金千百十四圓	田島神社	金千百七十五圓	長崎住吉神社
金千百七十五圓	海神社	金千四十一圓	金刀比羅宮
金千三百七十一圓	大洗磯前神社 酒列磯前神社	金千四十一圓	美保神社
金千四十一圓	伊太祁神社	金千四十一圓	新田神社
金六百八十五圓五十錢	都々古別神社	金千十四圓	函館八幡宮
○國幣小社			
金八百六十九圓	砥鹿神社	金八百六十九圓	小國神社
金七百九十七圓	水無神社	金七百九十七圓	駒形神社
金八百二圓	岩本山神社	金百五十九圓	出羽湯殿山神社
金八百十六圓	古四王神社	金八百七十六圓	白山比咩神社
金七百九十七圓	度津神社	金九百二圓	大神山神社